

第一百四十五回
国際会議

参議院経済・産業委員会会議録第四号

平成十一年三月二十三日(火曜日)
午後一時一分開会

委員の異動

三月十五日

辞任

加納

時男君

補欠選任

石川

弘君

補欠選任

加納

時男君

出席者は左のとおり。

理事

須藤良太郎君

成瀬

守重君

烟

恵君

篠瀬

進君

山下

芳生君

梶原

敬義君

長谷川

清君

平田

健二君

福山

哲郎君

前川

忠夫君

海野

義孝君

加藤

修一君

西山

登紀子君

渡辺

秀央君

水野

誠一君

公正取引委員会 事務局長	通商産業大臣 国務大臣 (経済企画庁長官)	与謝野馨君
立地局長	通商産業省環境 産業局長	山田昭雄君
中小企業庁長官	通商産業省貿易 中小企業庁次長	佐野忠克君
特許庁長官	通商産業省生活 事務局側	太田信一郎君
中小企業庁次長	近藤隆彦君	伊佐山建志君
塙入武三君	鴻田勝彦君	鴻田勝彦君
常任委員会専門員	殿岡茂樹君	近藤隆彦君
付)	塙入武三君	塙入武三君

- 本日の会議に付した案件
○中小企業総合事業団法案(内閣提出、衆議院送付)
○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(須藤良太郎君) ただいまから経済・産業委員会を開会いたします。
○中小企業総合事業団法案(内閣提出、衆議院送付)
○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

質疑のある方は順次御発言願います。

○海野義孝君 公明党の海野でございます。

きょうは、堺屋長官、今商工委員会の休憩時間で、これより質疑に入ります。

ということでお、御無理を申し上げましておいでいい

ただいたわけでございます。私から長官に御質問させていただいて、終わり次第御退席していただいている結構でございますので、よろしくお願ひします。

きょうは、委員長、どうもありがとうございました。

それでは、堺屋長官に御質問申し上げたいと思

います。

先般、もうかれこれ二週間近くになりますけれ

ども、平成十年度の第三・四半期、昨年の十一

二月の実質GDPが発表になりましたけれども、

これも残念ながら大方の予想を上回るような深い

落ち込みということございました。

したがいまして、暦年ではこの平成十年につい

てはマイナス二・八というような数字になるわけ

でございます。平成十年度がどうなるかといふ

点、実はこの点につきましては、ことしの一月十

八日の閣議でございましたが、平成十年度マイナ

ス一・八%という見通しをさらに改定されまし

て、これがマイナス二・二といふようにさらに下

方修正を決定されたということございました。

さらに、それからほどなく、わずか一週間足らず

で、マイナス二・二が二・二ないし二・四といふ

ようださらに下方修正というような見通しが出ま

した。

そこで、問題は、その後、十一十二の数字が出

ましたことに基づいて、この平成十年度の第四・

四半期、つまり間もなく終わる一一三月が去年の

十二月の悪さを踏まえてどうなるかといふことが

大変問題になるわけでございます。この点につき

まして、長官、一一三の実質GDPが大体どのよ

うな数字になるかといふことが第一点。

それから、第二点は、そういうことを踏まえ

た平成十年度の見通しの中で、十一年度はどうな

るかといふ点でございますが、これはもう先般、

中曾根弘文君

長谷川清君

平田健二君

福山哲郎君

小山孝雄君

倉田寛之君

末広まさきこ君

中曾根弘文君

長谷川清君

平田健二君

福山哲郎君

前川忠夫君

海野義孝君

加藤修一君

西山登紀子君

渡辺秀央君

水野誠一君

平成十一年度の予算審議に伴つて前提となる平成十一年度の経済見通しは実質プラス〇・五と三年ぶりでプラス成長になる、こういうことでございました。

今、私がいろいろ申し上げたことを踏まえて、

一つは一・三がどうか、そして平成十一年度の〇・五の数字はどうなるのか、ひとつ簡略にお願いいたします。

いたします。

○国務大臣(堺屋太一君) 御指摘のとおり、平成十年の十一十二月の数字はマイナス〇・八%といふことで、年率に直しますと三・二というかなり大きな落ち込みになつております。

その原因でございますけれども、まず第一に、

その前の期、七・九月期が従来の速報値でございまますとマイナス〇・七でございました。四・六月

期もマイナス〇・七、次の期もマイナス〇・七、こうなつていたのが、確報の段階で修正が行われまして、七・九月がマイナス〇・三と〇・四%上昇いたしました。この主たる理由は、中小企業の設備投資が意外と前期の推計時に比べて大幅に上昇しており、一・一%強の上昇になつてている、ちょっとこれは当時の感覚と違うのでございます。

けれども、そういう統計になつております。

その結果、前期が上に上がりました。したがつて、十一・一二月はそれほど下がらないと思つていい

たのが、設備投資が一・一%上がったのですから、今度は中小企業だけると二四%下がるといふふうな二八でしたか、大幅に下がるというよ

うな形になりました。それが効いたのが一つであります。

もう一つは、住宅がかなり引き合い等があえていたんですねけれども、減税等の措置が年明けから

とられるというようなことで先送りされたような傾向もありました。そして、何よりも大きかったのは、海外余剰が七・九月期にはプラス〇・三で

ございましたが、十一十二月期はマイナス〇・三、そこで差し引き〇・六違う。だから、内需だけ見ますとほとんど同じでございましたけれども、外需で大きな差が出る。

したがいまして、七一九月期が高い水準になつたものですから、四半期ごとの姿を描きますと〇・七下がって、〇・三下がって、〇・八下がる。

前期が上がりましたので、十年度の見通しとしてはむしろ楽になつたといいますか、大体マイナス二・二という数字がそのまま行くんじゃなかろうか、今慌てて修正しなきゃいかぬような状況にはなつております。何しろ、七一九月で上がりますとその水準があと三期にわたつてかさ上げになつてくるものですから、そういう点では修正する必要がございません。

問題は一ー三月なんです。まさに今でございますけれども、これがどうかということをございますが、まだこれにつきましては専ら統計が出ておりません。今出ておりますような諸般の統計、百貨店の売り上げでございますとか住宅の着工数とか、自動車の売り上げとかというようなものを見ますと、依然として非常に厳しい経済情勢ではございますが、かなり下げどまりの要因も見られてゐる。そういうことで、まだ何とも申せませんけれども、下げどまりが期待できる状況。

そういうことをあわせて言いますと、この十年度はマイナス二・二という前の見通しを今変えねばならないような状況ではないだらうと考えております。

○海野義孝君 十一年度実質GDP〇・五%という政府の見通しですけれども、いつも問題になりますが、景気というのはパターんとしてしり上がり形式で好転していくのか、ずっと底ばついて来年の一一三あたりでびょんと上がって〇・五になるのか。

その場合、やはり平成十年度の最後の一ー三、ここにげたがプラスになるかマイナスになるかといふことが、これもまた問題になるんですけれども、そういった細かなことはともかくとして、平

ラス成長というのは私どもとしてはかなり自信を持て変える必要はないと考えております。

○海野義孝君 先般のG7でもそうですが、これは通産大臣の方が詳しいと思いますが、なお保証の枠も大分まだ残っております。これがどれぐらい出てくるかを見ながら検討したいといふことだと思います。

そこで、先週ですか、実は総理の方から追加の景気対策というのが三点ほど出来まして、報道等をつぶさに私は分析してみました。後ほどまた通産省の方々にも御質問することになりますので重複は避けますけれども、今般のこの追加の景気対策によりまして実質〇・五%の平成十一年度の政府見通しは上方修正されるのか、あるいはこういつた追加的な景気対策をやることによって何とか〇・五というプラス成長を辛うじて実現できるのか、その辺については率直なところ長官はどういった御判断をお持ちですか。

○国務大臣(堀屋太一君) 追加的なと申しますと、昨年十一月にやった緊急経済対策でようか、それとも最近発表した——総理が記者会見でおおっしゃったものでございますね。

総理が記者会見でおっしゃったのは、現在の既に御審議いただいております予算の範囲内でございまして、一つは住宅関係の金利、それから二番目は貸し済り対策の問題、それから三番目は予算の執行を前倒しする、この三つでございます。

この中で既に効果を上げていると言えるのは住宅金融。これは本来でございますと、本来といふべきですから、それならると〇・五のプラスにならないということになります。

逆に、今期これが仮に〇・四%回復してくれるときとあとは〇・二%ずつでいいと、年率に直しますと〇・八%ぐらいになる。今期もし〇・八%ぐらいい上がつてくる、十一十二月で下がつたのと同じ

けれども、余り大きなことを期待しないで、今の状況を見ますと大体横並びか少し上がるか、その辺の差なのでございますが、心理的といいますか、建てる方にとって非常に大きな効果がございますので、これはかなり効果があると思

います。

これから、二番目の貸し済り対策でございますが、これは通産大臣の方が詳しいと思いますが、それが御質問させていただいて、回答がなかつたので、それで御質問させていただい、回答がなかつたのをちよと申し上げさせていただきます。

今まで答弁がなかつたというところでございますけれども、バターンで申しますと二つ考えられます。

まず、一ー三月、今でございますが、これが全く横ばいだった、〇・〇だったといりますと、前年の形が下り坂になっておりまして、その平均値に比べて今度〇・四上がるわけですから、あとかなり上がらないといけないことになるわけです。それで、その間を四半期で割りますと各四半期ごとに〇・四%ずつ、年間成長率でいいますと一・六%ぐらい上がつてくれないと、こちらの方が下がつておまりまして、去年の春ぐらいは高いわなければなりませんと〇・五のプラスにならないということになります。

逆に、今期これが仮に〇・四%回復してくれるときとあとは〇・二%ずつでいいと、年率に直しますと〇・八%ぐらいになる。今期もし〇・八%ぐらいい上がつてくる、十一十二月で下がつたのと同じ

けれども、余り大きな反騰をしてくれるといつしまして、あと〇・一ずつでいいと、こういうバターンになります。

これはいざれもあり得る線なのでございますけれども、余り大きなことを期待しないで、今の状況を見ますと大体横並びか少し上がるか、その辺の差なのでございますが、心理的といいますか、建てる方にとって非常に大きな効果がございますので、これはかなり効果があると思

います。

○海野義孝君 十一年度実質GDP〇・五%といふ政府の見通しですけれども、いつも問題になりますが、景気というのはパターんとしてしり上がり形式で好転していくのか、ずっと底ばついて来年の一一三あたりでびょんと上がって〇・五になるのか。

その場合、やはり平成十年度の最後の一ー三、ここにげたがプラスになるかマイナスになるかといふことが、これもまた問題になるんですけれども、そういった細かなことはともかくとして、平

それから、二番目の貸し済り対策でございますが、これは通産大臣の方が詳しいと思いますが、新たに事業を起こそうとする者の資金調達を

が、これは通産大臣の方が詳しいと思いますが、なお保証の枠も大分まだ残っております。これがどれぐらい出てくるかを見ながら検討したいといふことだと思います。

三番目の前倒しでございますけれども、これは予算を国会の先生方の御尽力によりまして早く上げてもらいましたので、すぐ実施計画に取りかかれることになります。そういたしますと、二・三週間早く執行できるというよろなこともございまして、前半期のうちに前年度を一〇%上回る十五兆ぐらいの執行ができるんじやないか。そういたしますと、これはかなり前倒しに効いてまいります。

それで、あとこれが民需にうまくつながつていいかどうかというのが問題でございますけれども、私どもとしては、だからといって見通しを引き上げるようなことはしないで、確実にこの〇・五%を実現させていくというのが現在の政府の立場としていいんではないかと考えております。

○海野義孝君 もう一点お願ひします。

先般、経産委員会での所信の中で雇用対策と起業支援の二点についてお触れになつたので、その点についてちよとお聞きしたい。

雇用対策につきましては、新しい産業構造や業形態に即した雇用の開拓と創造に注力するため、労働者の能力開発を強化し、新規雇用創出を

具体的にこれはどういうことを、もう具体化していいるのか構想の範囲にどまつてゐるのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(堀屋太一君) 勤労者の能力開発を強化し、新規雇用を創造するという方でございますが、これは緊急経済対策から引き継いであります

ので、既にいろいろと案を練りまして実行準備段階に入っております。

職業能力開発相談支援事業というのを創設いたしまして、主として中高年向けに民間教育機関、政府機関だけではニーズにこたえ切れないもので、民間機関に委託いたしまして、職業訓練を拡大するとともに、失業給付が受けられない職業訓練受講者に対しましては、期間中、特別訓練奨励金を支給するというようなことを行っております。昨年十二月より、教育訓練給付制度を施行しておりますと、労働者が費用を負担した労働大臣指定訓練機関に係る費用の八割相当額、二十万円が限界でございますが、そういうことを実施しております。

また、雇用機会が不足している中で、雇用の安定を図るために新規雇用を開発することが重要であります。従来は、なるべくその職場にいるよう補助金、助成金を出していたんですが、このたび、ますさきの臨時国会で決定いたしました中小企業労働力確保法に基づきまして、中小企業雇用創出助成金が創設されました。中小企業者や個人の方が創業や異業種進出のために人材を確保する場合には賃金等の助成をすることころであります。

さらに、緊急雇用創出特別基金というのを創設いたしまして、雇用情勢が著しく悪化した場合は、非自発的失業者を雇い入れた場合、中高年、四十五歳以上だと思いますが、これに対して三十万円を支給するということになつております。この雇用情勢が悪化したと、臨機に対応してということでございますが、一月三十日より沖縄県においてこれは適用されております。

それからもう一つ、お尋ねの起業の方でございまが、これは通産省の方でおやりいただいていることでございますが、新たに事業を起こそうとする者の資金を支援するために、新事業創出促進法に基づきまして、一定の要件を備えた創業者が民間金融機関から資金を借り入れを行うとき、これを円滑に行えるように、無担保・第三者保証不要で保証するような制度を始めております。これ

は、特にサラリーマンの経験しかない方が新しく事業を起そうとなるとき、従来の制度でござりますと一定年限の経験なり事業継続が必要だったのでございますが、これは新たになさるうとう方も適用できる制度ということで進めております。

そういう意味で、既にかなり準備が進んでいます、沖縄では一部実行されている、こういう状況でござります。

○海野義孝君　どうもありがとうございました。長官は以上でございます。

次に、与謝野大臣に御質問します。

事前に申し出している以外のことでござりますけれども、これはついての三連休中に新聞報道等にてございましたことなんです。

一つは、創業初期のベンチャー支援という問題でございます。民間においてはベンチャーキャピタル、これは五億円ないし二十億円ぐらいの複数のそういうファンド、一方では、今度六月末までござりますけれども、中小企業事業団、これの方とことで新しい共同基金制度を創設するということです。形態としては投資事業組合方式をとるということのようでござります。三月末ということはもうあと一週間ですが、めどにこれを創設されると、いよいよ新聞で伺いました。一応、新年度、平成十一年度一年間で、年度末までに約八十億円程度のファンドを創設すると。そのねらいは、国の資金を呼び水にしてベンチャー投資を拡充し新しい産業を育成する、このように伝えられているわけでございます。期間としては大体十年から十五年ぐらいい、こういった制度ということです。

そこで御質問ですが、これは今審議されております中小企業経営革新支援法案、これとも絡んでいるような感じもあるわけでございますけれども、そのより具体的な一つの試みかと思うんです、ですが、これは一年で大体八十億円ぐらいというふうとをお考えになつておられるということでございまして、具体的には、これによって新たなベンチャー

○国務大臣(与謝野馨君) 報道された記事をまとめてみますと、「通産省・中小企業庁は三月末までに、創業初期の企業を中心投資する官民共同基金制度を創設する。」といふことが書いてござります。それから第二には、「民間ベンチャーキャピタルと共同で、一九九年度末までに総額八十億円程度のファンドを設立する。」これも書いてござります。第三番目には、「有力な技術やサービスを持ち、会社設立後五年程度までの企業を発掘、投資する。経営参加や指導を通して成長を後押しする米国型支援を目指す。」これが記事の骨子でござりますが、記事の内容はおおむね事実でございます。

ただし、二のところで、「五億から二十億円」の規模のファンドを複数設立する。といふことは、中小企業事業団の出資額は「一分の一以内」、十億円が上限というのが正しいわけございまして。また、「期間は十年から十五年」とございましてのは、十二年以内、三年以内の延長可能、これが正しいわけでござります。

私どもとしては、この制度によりまして創業期のベンチャー企業への資金供給が活発に行われることを期待しながらこの政策を考えているわけでござります。

○海野義孝君 御確認をさせていただいたわけですが、それでも、具体的に新たなベンチャービジネスがこれによってどのくらい誕生するかという点では、まだ改めて後日お聞きしたいと思います。

もう一点、これも事前にお届けしていないんですけれども、実は今大変問題になつております日本の開業率、廃業率の問題ということでござります。一九七六年ですから、昨年の暦年の我が國の法で、個人事業的なものは除外してあると思うんですけれども、実は今大変問題になつております。

されども、ついにここまで来たかという感じです。個人事業所については、従来からも相当長きにわたって開業率は廃業率の方が上回るというよう、まさに中小企業の厳しさというものをあらわしていますが、法人企業につきましてもこういった状況にある。前年が三・九ということです、九七年の開業率は三・五%といふことで歴史上最低になつた。一方で、廃業率については、状況が続いておりますので、当然のことながらこれも前年に比べて二・三%だつたものが何と四・五%というところまで高まつた。差し引きしますと一%廃業率が上回るということをございまして、恐らくこの傾向は昨年、九八年も余り変わりはないんじゃないかというように危惧されるわけをございます。

そこで、問題点としましては、こういう開業率の落ち込みというのは、産業構造の新陳代謝、要するにこういったものが鈍つてしまいまして、日本の競争力が中長期的に見て衰退するおそれということを示唆しているのではないかというふうに大変懸念されるわけでござります。

そういった点で、大臣とされば、創業を支援する税制面での対策等、こういった状況を踏まえてさらに一段と踏み込んだそういう具体的に何か諸措置を講じられるお考えがあるのか、あるいは既にそういうものを御検討されているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) アメリカと比べて開業率、廃業率ということが随分議論されております。

まず、開業から申しますと、一つは、やはり心意気の問題と申しますが、自分で何か仕事を始めようという意志と意気込みを持つた方が少なくなってきたということは、これは社会的な背景もございますが、多分教育の問題等々根元的な問題を含んでいるのではないかと思います。

そこで、新規開業する方にいろいろなアンケートをとつてみると、何がネックになつていてるかといいますと、一つは、開業したいということを

考えたときに、なかなかいいアイデアも持つ、よし、やってやろうという意気込みもあるんですがなかなか開業資金が調達できないという、まず資金の問題がございます。それからもう一つは、相当技術もあるんだけれども、もう少し技術者、技術があると新しい企業が創設できるという技術の問題もございます。それから、人材を集めることについても新規開業の方は苦労をしているわけでございます。

それから、先般私のところにも大学の先生が四名ほどお見えになって、自分たちは技術は持つているけれども、製品化するとか販路を開拓するとかという経営上のノウハウが全くない、これは一体どうやつたら手に入れられるのかということを御相談に来られました。そういうことですから、そういう面での支援というのはいろいろ今回の政策の中で国会に御承認をいただくようお願いをしておりますし、過去もいろいろお願ひをいたしました。

それと同時に、エンジエル税制というものもござりますけれども、やはりそういうベンチャーあるいは新規開業にお金を出す方々の税制上の問題ももう少し拡充しなければならないと思いますし、また資金の調達の方法として直接資本市場から調達できるというような、アメリカ的な資金調達の方法ということについてもまだ十分でないと思つております。

また、企業を新しく始めた方が失敗したときに、やり直しがきくような倒産法制というものも我々考えなきゃいけない。一回きりの試みで終わるということではなくて、七転び八起きという言葉がござりますけれども、そういうやり直しがきくような倒産法制あるいは社会的な雰囲気と申しますが、背景と申しますか、そういうものもあるのとなりますとやはりだんだん日本の活力と申しますか競争力というものが失われるわけございまさから、我々は政策的にそういうものを支援して

いくという心がけを持ちながら、政策を考え、税制を考え、予算を考えていく必要があるという点は、私は先生のお考えと全く同一であろうと思っています。

○海野義孝君 次に、与謝野大臣に引き続きお願ひします。これも三月四日の当委員会において大臣の所信表明があつたときの中の一つです。「産業再生に向けた政策手段の総動員」に関して、中小企業技術革新制度とか地域の産業資源を活用していくものがあるのかという点についてお聞きしたい

一つ考えておりました御質問については今のお答えの中でかなりいただけましたから、次の問題です。これも三月四日の当委員会において大臣の所信表明があつたときの中の一つです。「産業再生に向けた政策手段の総動員」に関して、中小企業技術革新制度とか地域の産業資源を活用していく事業環境の整備といふことについてお述べになつておられるわけですから、私が不勉強かもわかりませんが、これは具体的な施策としてはどういふものがあるのかという点についてお聞きしたい

と思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 中小企業技術革新制度といふものは、我が中小企業向けに研究開発補助金等を指定した上で、毎年度支出目標を設定いたしました。加えまして、無担保・第三者保証人不要の特別保証枠の創設等の中小企業信用保険法の特例等を講じまして、技術開発から事業化まで一貫して支援を行う、こういうことでございます。

また、地域に存在するさまざまな産業支援機関の連携を促すことによりまして、技術開発から事業化に至るまでの各段階において、技術面・人材面・資金面等のさまざまな問題に直面する中小企業者等に対して適時適切な支援を行う体制、これを地域プラットフォームと我々は呼んでおりますが、これを整備いたしまして、その中心となる中核的支援機関が中小企業者等の相談を行うなど地域を挙げて産業再生に取り組む、こういうことを考へておられるわけでございます。

○海野義孝君 次の質問は、これは通産大臣などのあるいは湯田長官かちょっとわかりませんけれども、そう言っては失礼ですが、先ほどからいろ

いろ抽象的なお話を承ったんですが、具体的な金額として貸し付けだと税制面での支援であるとかいろいろあると思いますが、今般審議中のこの中小企業経営革新支援法に基づく一連の支援措置の規模、金額、それと、今般のこの法案によって促進法及び中小企業新分野進出等円滑化法に基づく関連支援措置の規模、これの比較。

これは、一方についてはこれから問題ですけれども、年間どのぐらいの規模でそういう支援のための措置を講じていかれるかというような考え方になるかと思います。従来の二法に基づく分年々の予算の中でも盛り込まれ、実行されてしまっているかと思いますので、私がお聞きしたいのは、その辺の比較において今回の法案がまさに画期的な法案と言えるかどうかを金額の面でお示しいただきたいという意味でございます。

○政府委員(鶴田勝彦君) 今回御審議をお願いしております中小企業経営革新支援法における助成策の規模と従来やつております近似法、新分野進出法における支援措置の規模の比較というお尋ねをいただきました。

御趣旨に照らしまして具体的に御説明させていただきますと、例えば新分野進出等円滑化法と経営革新法との違いでございますが、従来 新分野進出等円滑化法におきましては、これは業種の面では製造業等四業種に限定をされておりまして、これについて全業種を対象にするということが基本的なところでございます。

例えれば予算的に申し上げますと、補助金ベースでは、新分野進出等円滑化法においては年間二億円の補助金でございました。今回、経営革新支援法に基づく補助金制度といたしましては、新商品開発あるいは販路開拓、人材育成等に必要な二分の一補助といたしまして十八億円という予算規模を設けてございます。

それから、低利融資でございますが、これは中

等について従来とほとんど変わりませんけれども、質的には担保徵求特例というのを新たに創設いたしておりまして、昨今の経済環境下の中ではなかなか担保提供ができない、そういう中小企業者のために、八千万を上限とした融資額の二分の一までは担保を徴求しないで融資ができるという制度も盛り込んでございます。

それから、税制、信用保険、その他、これらについてはほとんど新分野進出法と同じでございますが、例えば新たに法律事項といたしまして投資育成株式会社法の特例ということで、資本金一億円以上の企業に対する投資も投資の方からできる二分の一までは担保を徴求しないで融資ができるという制度も盛り込んでございます。

それから、税制、信用保険、その他、これらについてはほとんど新分野進出法と同じでございますが、まず一番最初に大きいポイントとして挙げられますのは、従来、高度化融資、こういった計画承認を受けた者について、融資割合を七割、かつ金利も二・七%でございましたが、今回の支拂法に基づきましては、融資割合を一〇%上げて八〇%、金利についても二・一%と格段に低下をさせてございます。

また、中小企業金融公庫等の融資につきましては、金利、これは具体例で申し上げますと、設備資金、従来の制度ですと二・五%の金利でございましたが、今回は二・一%ということで、特利三%を適用できるようにいたしております。

それから、税制では、これはかなり大きめリットにならうかと思いますが、機械等の割り増し償却、従来の近似法に基づきますと償却率が一八%でございましたが、今回の法律に基づく計画に従つたものについては償却率を一八から一七%まで上げております。

また、信用保険、信用補完の分野では、従来の近似法では、別枠の信用枠が使えるとか、あるいは延滞率が七割から八割に上がるとか、あるいは保険料率の引き下げという特別措置が適用されておりませんでしたが、今回の経営革新法に基づく経営革新計画につきましては、今申し上げた信用補完の面で格段の拡充策が講じられることに

なっております。

以上、主要な点について御説明申し上げまし

た。

○海野義孝君 時間が一分になりましたので、最

後に通産大臣にお聞きします。

まだ三月末の数字は出でおりませんけれども、

中小企業の金融安定化のための特別保証枠二十兆

円に対して、現在、三月末で推定大体どのくらい

の金額及び件数が対象になったかということと、

今回新たな景気追加対策の中で二十兆円を三十兆

円に枠を拡大するというような話があるやに新聞

によつては出ておりますけれども、この点について

で確認したいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 特別枠につきまして

は、三月十二日までの数字ですが、実績は七十万

五千件、金額にいたしましてと約十三兆七千億に

なっております。非常に多くの中小企業の皆様方

に御利用いただいているわけでございます。した

がいまして、二十兆から十三兆七千億を引いた六

兆三千億が残った特別枠でございます。

これは中小企業庁を中心に今どういうべースで

この保証枠が使われていくかということをいろいろ

お聞きになつて、そのまま審議ということで大変

お疲れでございますけれども、どうぞよろしくお願

いいたします。

まず、中小企業革新支援法案について伺つ

てまいりたいと思います。

今回の法案ですが、単に中小企業近代化促進法

と中小企業新分野進出等円滑化法という既存の中

小企業支援のための二法を発展的に統合させたた

とどまらず、今日のグローバル化等とか情報

化、そしてサービス化が加速度的に進展する経営

環境に対応する、即応するように中小企業政策そ

のものを理念から抜本的に見直したものとして私

自身としてはまず高く評価させていただきたいと

思ひます。

これまでの中小企業対策といいますと、その主

眼はやはり弱者救済ですか格差は正でございま

した。これでは支援の体制は護送船団方式になら

ざるを得ません。しかし、このたびの法案の趣旨

は、意欲ある企業の独立性ですか自助努力を支

援して各企業の個性や多様性を重視し、伸びる企

業をもと伸ばす方向に重きを置いたもので、ぜ

れにしましても、二十兆の枠はことしの秋ごろ

までには使われてしましますので、この特別枠の

制度が来年三月まで続くということを考えれば、

当然追加をしなければ制度の維持ができない、こ

ういうことでございます。

ただ、追加したときに、貸し済りという名目が

正しいのか、あるいは中小企業を何らかの意味で

強化していくという考え方に入つていくのがいい

のか、その辺はまだ議論が詰まつてゐるわけでは

ないということは御理解いただきたいと思ってお

ります。

○海野義孝君 なるだけ強化という形で使われる

よう、不景気のために必要だということではない

方向に行くことを念願するわけでございます。

どうもありがとうございます。

○烟原君・自由民主党の烟原でございます。

与謝野大臣におかれましては、オーストラリア

の首脳との意見交換をされて、けさ早くに成田に

お着きになつて、そのまま審議ということで大変

お疲れでございますけれども、どうぞよろしくお願

いいたします。

まず、中小企業革新支援法案について伺つ

てまいりたいと思います。

今回の法案ですが、単に中小企業近代化促進法

と中小企業新分野進出等円滑化法という既存の中

小企業支援のための二法を発展的に統合させたた

とどまらず、今日のグローバル化等とか情報

化、そしてサービス化が加速度的に進展する経営

環境に対応する、即応するように中小企業政策そ

のものを理念から抜本的に見直したものとして私

自身としてはまず高く評価させていただきたいと

思ひます。

これまでの中小企業対策といいますと、その主

眼はやはり弱者救済ですか格差は正でございま

した。これでは支援の体制は護送船団方式になら

ざるを得ません。しかし、このたびの法案の趣旨

は、意欲ある企業の独立性ですか自助努力を支

援して各企業の個性や多様性を重視し、伸びる企

業をもと伸ばす方向に重きを置いたもので、ぜ

れにしましても、二十兆の枠はことしの秋ごろ

までには使われてしましますので、この特別枠の

制度が来年三月まで続くということを考えれば、

当然追加をしなければ制度の維持ができない、こ

これまでの近代化促進法では、商工組合などが業種ぐるみで構造改善計画を策定して、主務大臣から承認を受けますと、組合員である各中小企業者が承認を受けた旨の證明書を組合からもらつて、それを中小公庫などに持つていけば助成を受けられるという、これしか方法がなかつたわけではございません。しかし、今回の法案ですと、個々の中小企業者も經營革新計画を自分で作成して、そして審査を仰いで個別に助成を受けられる。こうした措置によって、個々の企業の新規性ですか意欲が評価されて、それに応じて支援がなされる

ことだとすれば実に画期的なことだと思います。

ただ、心配なのは、これまでの尺度でははかれ

ない新たな企業価値といふもの、これをどのよう

な基準で、まだそれがそれに基づいて判断するこ

となるのか、この二点を伺えますでしょうか。

○政府委員(鴨田勝彦君) 經営革新計画というの

を、中小企業の方々、個々の事業者あるいはグルーブ、組合という形でつくつていただきわけで

す。これにつきましては、法律上も具体的に書い

てございますが、一つの都道府県の域内にとどま

る事業者の方々が試みられる場合には都道府県知

ループ、組合という形でつくつていただきわけで

す。これにつきましては、法律上も具体的に書い

てございますが、一つの都道府県の域内にとどま

る事業者の方々が試みられる場合には都道府県知

事が承認することになつております。その他のも

のについては通産大臣と経営革新の内容たる事業

を所管する大臣が審査するということになつてお

ります。

具体的には、経営革新計画として承認を受ける

ためには、新商品の開発や生産あるいは商品の新

たな生産方式の導入等新たな事業活動であつて、

かつ経営の相当程度の向上が見込まれるものと

して定義をしておるわけあります。さら

に、経営革新計画の中身の一つといいたしまして

は、付加価値額等の指標に基づく経営の相当程度

の向上といふものが図られることを要件の一つと

いたしております。

今、長官のお言葉にもありましたように、例え

ば、昨今、株価が非常に高騰していま

す。ネットの関連企業ですかハイテク産業などは、

今までの伝統的な指標ではなかなかその潜在的な

価値がはかれないわけです。先ほど、特殊なノウ

ハウことがわかりました。期待いたしたいと

思ひます。

これまでの中小企業対策といいますと、その主

眼はやはり弱者救済ですか格差は正でございま

した。これでは支援の体制は護送船団方式になら

ざるを得ません。しかし、このたびの法案の趣旨

は、意欲ある企業の独立性ですか自助努力を支

援して各企業の個性や多様性を重視し、伸びる企

業をもと伸ばす方向に重きを置いたもので、ぜ

れにしましても、二十兆の枠はことしの秋ごろ

までには使われてしましますので、この特別枠の

制度が来年三月まで続くということを考えれば、

当然追加をしなければ制度の維持ができない、こ

います。経営革新指針といふのを通産大臣が定めさせていただきます。この中で具体的に、これはある意味では、審査をする審査権限者、都道府県、国にも必要でありますし、また実際に応募を

される、申請をされる中小企業者の方にもある程

度予測可能性が必要になりますので、そういうた

く、これしか方法がなかつたわけではございません。しかし、今回の法案ですと、個々の

業種ぐるみで構造改善計画を策定して、主務大臣

から承認を受けますと、組合員である各中小企業

者が承認を受けた旨の證明書を組合からもらつて、それを中小公庫などに持つていけば助成を受

けられるという、これしか方法がなかつたわけではございません。しかし、今回の法案ですと、個々の

中小企業者も經營革新計画を自分で作成して、そ

して審査を仰いで個別に助成を受けられる。こう

した措置によって、個々の企業の新規性ですか意

欲が評価されて、それに応じて支援がなされる

ことだとすれば実に画期的なことだと思います。

あと、法律上ではございませんが、都道府県に

対して具体的な審査マニュアル的なものもぜひ提

供を申し上げたいと思っております。

なおかつ、そういう手続面あるいは物差しが

用意された上でも、これはある種の業種特性とい

いますか、業種ごとに新規性とかマークタビリ

ティーとか、そういった面については特殊なノウ

ハウが必要になりますので、これらについては今

後の流れとなると思ひますが、そういった外部の

経営資源といいますか審査能力というのも活用

できるような場を都道府県なりあるいは国の場合

においても設けるという形で対応を図つていただき

たいと思っております。

○烟原君 ありがとうございます。

経営革新の指針ですか審査マニュアルとい

うことで、非常に具体的な指標を考えていらっしゃ

るということがわかりました。期待いたしたいと

思ひます。

これまでの中小企業対策といいますと、その主

眼はやはり弱者救済ですか格差は正でございま

した。これでは支援の体制は護送船団方式になら

ざるを得ません。しかし、このたびの法案の趣旨

は、意欲ある企業の独立性ですか自助努力を支

援して各企業の個性や多様性を重視し、伸びる企

業をもと伸ばす方向に重きを置いたもので、ぜ

れにしましても、二十兆の枠はことしの秋ごろ

までには使われてしましますので、この特別枠の

制度が来年三月まで続くということを考えれば、

当然追加をしなければ制度の維持ができない、こ

れにしましても、二十兆の枠はことしの秋ごろ

までには使われてしましますので、この特別枠の

制度が来年三月まで続くということを考えれば、

当然追加をしなければ制度の維持ができない、こ

れにしましても、二十兆の枠はことしの秋ごろ

までには使われてしましますので、この特別枠の

制度が来年三月まで続くということを考えれば、

れは技術革新への即応力を鍛らせるのでむしろマニアスである、新たな価値基準としては例えれば顧客資産、どれぐらいのクライアントリストを持っているかとか、そういうことに注目すべきだと述べています。そうした変化にキャッチアップしていくのは非常に大変だと思いませんけれども、審査する側の発想の転換というのもぜひ進めていただきたいと思います。

こちらも、今長官の方から、外部のそういうノウハウを持った方の起用ということとも考えていらっしゃるというお話をした。ぜひ大臣にお考えいただきたいのは、クリントン大統領が、かつてベンチャーキャピタルのアラン・パトリコフ代表を据えまして、実務者の視点に立った改革を行つて非常に成果を上げました。

せつかり今回、新規創業支援に重点を置きましたが、これに対してもしっかりとアドバイスを随時吸い上げていくべきだと思います。けれども、これに対してもしっかりとアドバイスを随時吸い上げていくべきだと思います。國務大臣(与謝野馨君) 法運用に当たってどういう姿勢で臨むかというお尋ねでございますけれども、中小企業経営革新支援法は、新たな事業活動を通じた中小企業の経営全体の高付加価値化等を支援する振興法でございます。したがいまして、法の運用に当たりましては、中小企業の経営問題等に精通する実務者の意見を取り入れることは大変重要であるというふうに認識しております。

そこで、具体的な制度設計に当たりましては、実務家や有識者の意見を積極的に取り入れるとともに、法の運用に際しても、中小企業診断士や公認会計士など経営診断の専門家の協力を得ることを検討しております。

○畠中君 ありがとうございます。ぜひこうした部分を強化していくだくと、さ

らにもう一段踏み込んだところで、やはりトップのところで、実務者の方の御意見というのが上のものから生かされませんと実際に機能していく上でなかなか難しいのではないかと思います。

私自身も、例えば先日、幕張メッセで行われました東京ゲームショウなどに参りました。実際にああしたコンテンツをクリエートしている人物ですかその企業家たちと現場に行って話します

したなかで、こういうところを強化すべきなんだなということがわかりますので、大臣御自身は非常にお忙しいと思うんですけれども、もし何か機会がありましたら、そういう実務者のトップの方々、非常に若い世代でございますので、ぜひ直接御交

流をいただきまして、意見を吸い上げて反映させていただきたいと思います。

今は事前の評価のことを伺いましたけれども、行われた支援によってどのような効果が得られたのか、その事後の評価についても大切なことだと思いますし、ぜひ実施していただきたいと思います。

しかしながら、これまでの近代化促進法ではこの政策評価というのがなされていかなかったために、何と二十年以上の長きにわたってほぼ同様の構造改善計画を実施している業種が数多く存在するとの聞いております。

中小企業庁御自身の調査でも、組合により策定を行つてくださるということでございますので、スクラップはしないのかもしれませんけれども、随時方向修正が当然それによつてある程度なされるわけでしょうから、そのような調査を入れる形で進めたいだいたいと思います。

さて、今回の法案の基本理念と言えます、変化の早い経済に柔軟かつ機動的に対応できる中小企業支援策を実施するとなりますと、従来のようないわゆる連携よりも、それぞれの企業が得意とする分野に特化して、不足する経営資源はほかの企業との緩やかな連携といふんでしょうか。このような形によって補完する組織化、これを促す方向性を全体の政策としてはどるものと思いま

が上がったかにつきましては、いろんな経済指標

なんかも駆使いたしまして、成功事例あるいは失敗事例という形で整理をさせていただいて、できだけ公表させていただきたいと考えております。

ただ、本制度は、法律上、行政庁の方で計画期間の中間ににおいて進行状況を調査するという規定がございまして、これは近促法と大きく違う点でございます。

先ほど申し上げたような五年後の計画終了後の評価に加えまして、計画をやつて、二年後、三年後につきましても進捗状況について調査をさせていただき、これに応じてアドバイスが必要であればその時点でも加えさせていただくということです。近促法の例で委員が御指摘になりましたように、幾つかの業種については二十年以上にわたって構造改善を進めておられる、それなりに必要性があつてやつておられるわけですが、それにつきまして、できるだけ経営革新については迅速に対応し効果を上げていただくという観点から、そういう仕組みも設けてございます。

○畠中君 スクラップ・アンド・ビルトを隨時行ってくださいとおっしゃいますので、スクラップはしないのかもしれませんけれども、随時方向修正が当然それによつてある程度なされるわけでしょうから、そのような調査を入れる形で進めたいだいたいと思います。

さて、今回の法案の基本理念と言えます、変化の早い経済に柔軟かつ機動的に対応できる中小企業支援策を実施するとなりますと、従来のようないわゆる連携よりも、それぞれの企業が得意とする分野に特化して、不足する経営資源はほかの企業との緩やかな連携といふんでしょうか。このような形によって補完する組織化、これを促す方向性を全体の政策としてはどるものと思いま

たな形態を発展させるとなると、アウトソーシングということ、当然これの有効利用ということ

が必要だと思うんですけれども、その促進についてどのようなことをお考えか、あわせて伺いたいと思います。

○政府委員(鶴田勝彦君) 近促法と今回の法案の大きな違いは、計画作成主体が業種ぐるみの全国組合であるのに加えまして、今回は個別の中小企業あるいは任意のグループ、そういうものについても計画の作成資格を与えているところでございます。

今、委員御指摘のように、中小企業者の場合は、すべての経営資源をみずから調達する、具備するというのは大変難しい状況だと思いますので、できるだけ得意分野を持ち寄りまして、他社と連携をして課題に対応していくことが大変有効な考え方だと考えております。したがいまして、今回の場合も、アウトソーシング、企業連携、そういうもので他社と一緒にになって経営革新計画をつくる場合も法律上の対象にしておりま

す。

その結果、支援策の方でございますが、従来事業団から高度化融資ということで長期無利子融資がございましたが、これにつきましても、従来の組合のみを対象とした考え方から、四社以上の任意グループが経営革新計画をつくる場合もこの長期低利融資制度が使えるよう助成措置を格段に拡充しているところでございます。

それから、アウトソーシング一般の問題といたしましては、私ども、この法律をつくる前からコーディネート活動支援補助事業というのを持つておりまして、中小企業者がいろいろな外部経営資源と実際には連携するためのお見合いといいますか、マッチングをされるような、そういうたものに対して助成をするという制度も昨年からやっておりました。

この法案では、こうした緩やかな新たな連携と

いう組織化の後押しというのをどういう形でなさるおつもりでいらっしゃるのか。また、そういう

○畠中君 ありがとうございます。大変きめ細やかな措置がとられているというの

がよくわかりましたので、頑張っていただきたい

と思います。

さて、ここまでは今法案のいわば攻めの部分について伺つてまいりたんですけれども、ここから守り、つまりセーフティーネットの部分を伺つてまいりたいと思います。

先ほど、昨今のスピードナーに変化する経営環

境ではスケールメリットが必ずしもプラスには働かないというマッケンナ氏の言葉を紹介させていただいたんですが、さはさりながら、やはり相対的に経営基盤が脆弱な中小企業は、例えば替の

急速な変動ですか市況の悪化ですか連鎖倒産など、このような経営環境が激変しますと存続が危ぶまれる事態が生じることも大企業と違つて多く生じる。そうした場合、政府は緊急避難的な措

置を弾力的かつ機動的に行う必要があると思っておりますけれども、今回はそのセーフティーネットはどうのよう考へていらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(鴨田勝彦君) 経営革新支援法の中にございましては二つの計画制度を用意してございます。

一つは、今まで申し上げております経営革新計画ということで、経営の相当程度の向上を図るために新事業等をやつていただく計画でござります。

もう一つは、経営基盤強化計画という計画制度を設けてございます。これは、今委員が御指摘になりましたような外的経済環境の激変な変動に対応して、特定の業種の中小企業の方々が大変な困難に遭遇されているという場合に、個々の中小企業者を含めて将来の経営革新計画をつくつて前向きに対応していくための下ごしらえをしていただくというか、基盤を整備していただこうといふことで、業種の指定を政令でいたしました。この指定を受けた業種に属される中小企業者の全国団体がこの計画を作成いたしまして、承認を受けられますと、その傘下の組合員の方、メンバーの方等々が個別に信用補完とかあるいは貸し付けとか諸種の助成手段を享受できるという考え方でござ

ざいます。

こういった場合に、業種の指定をいかに迅速にやるかという点が問題になりますので、この点につきましては、我々としてはできるだけ機動的、迅速に対応できるよう努力をしたいと思っております。

○畠原君

いろいろな検討をしている間にそのまま倒産してしまうというのでは元も子もありませんので、ぜひ機動的にお願いしたいと思います。

反面、あくまでも緊急避難措置ということでおえていただき、やはり企業の責任とは関係ない

ところでの外的な要因によって大きな支障が生じた場合、そしてそれもある限られた時間的措置であるというところを踏まえた上で、それによって本

来舞台から退かなければいけないものでも残つてしまおうということのないように、ある程度市場原理がきちんと働くということを踏まえつつ、救

うべきものは救う、非常に難いとは思ふんです。

けれども、ぜひ実行していただきたいと思いま

す。

いずれにしても、中小企業庁設立五十周年という大変な節目にこのような大転換を政策として行われているわけです。今回の法案というのは基本理念の部分といふのがきちんと記されている。実際にこれを現場で実行していくとなると、今後政令ですとか省令で定められていく部分がまた多い

と思いますけれども、具体的な施策がこれによつて進められて、見事な実が実りますことを祈り

いたしております。

さて、変わりまして、中小企業総合事業団法について伺いたいと思います。こちらの方は、中小

企業信用保険公庫、中小企業事業団、そして織維

産業構造改善事業協会、これらが行つてきた事業

がこれまでのようにならなく、そしてさらに円滑に事業団へ引き継がれて、新事業の開拓促進がよ

り一層充実強化、迅速化されることを確信しま

して、法案に賛成させていただきます。

あと、残りました時間で、同様の中小企業支援策として大変注目されております日本版SBI

R、中小企業技術革新促進制度について若干伺いたいと思います。

先回の審議の際に加納議員の方からもお尋ねがございましたけれども、今月一日に日本経済新聞がまとめました国ベンチャースポットに関するアンケート調査でも、回答した三分の一の企業がこの日本版SBIRに関心があると答えて、また三分の一が自分の会社に応募する技術案件があると答えていますので、日本版SBIRに非常に期待が集中しているという結果が出ております。

これは言うまでもなく、アメリカが一九八二年に制定しましたスマート・ビジネス・イノベーション・リサーチ法、これがモデルで、米国では現在連邦政府の研究開発予算のうちその二・五%の割合で中小ベンチャー企業に配分がされています。九七年度ですと、件数で約五千件、金額ベースですと約一千四百億円が投入されているということでございます。

そこで、日本では研究開発予算を今持ちますのは七省庁と伺っておりますけれども、参加企業をそれぞれに募集するわけですね。政府全体の総額としては今年度どれくらいの規模を見込んでいるのか、教えていただけますでしょうか。

○政府委員(鴨田勝彦君) 日本版SBIR制度でございますが、これは新事業創出促進法が二月十六日に施行になりまして、具体的にこのSBIR制度も運用を開始したところでございます。

今年度についていかほどの金額かということですが、法案が十二月に成立したことなどが

ありますので、そういう意味では大きな数字に

はならないかと思いますが、十年度の三次補正予算に関しましては、委員の御指摘をいたいた七

省庁のうちの通産省、科学技術庁、それから郵政

省の十二の研究開発事業、これを特定補助金等として指定をさせていただきました。

平成十一年度予算につきましては、現在、関係各省との間で新しい形で特定補助金等の指定をす

べく作業を進めているところでございます。

今年度につきましては、先ほど申し上げました

十二の研究開発事業につきまして、実際に中小企

業者に幾ら渡るかについては今後の作業に依拠するところになりますけれども、約四百億ぐらいの規模の十二特定補助事業というのが指定をされますが、できるだけ大きな金額が中小企業の方

に回るよう努めたいと思います。

○畠原君 今四百億という金額を出していただき

ましたが、先日の日経の記事でも米国並みの水準を目標すということで、こちらは今年度四百億から五百億円にという見出しが載っておりますので、ぜひ頑張って上積みをしていただきたいと思

います。

これからやるというのに今のことと言つて恐縮ですけれども、とにかくこのSBIR制度ができるまでの日程の中、中小企業向けの研究開発費とい

るまでは日米の中小企業向けの研究開発費とい

るのは同程度だった。ところが、これができて日本は米国の二十五分の一になってしまったというこ

とで大きく水をあけられてしまつたわけです。た

だ、その年限でまたキャッシュアップできるわけ

ですので、ぜひ金額の上積みをお願いしたいと思

います。

金額の多寡もさることながら、日米の研究開発支援の大きな違い、これを見ますと、日本が技術開発段階のみにこれまで助成してきたことに對し

まして、米国では事業化まで一貫して支援してい

るというところが大きく違つていると思います。

米国のSBIRの第一段階、第一フェーズでは、

ファーミング・リリース・イースタディーの段階からどう

やつたら売れるか、フレーム・ケティングまでして

いる。その成果を持って今度セカンドフェーズに

入りますので、研究開発支援を選定するその仕方

といふのにむだがない、支援にむだがないわけ

ございます。

日本版SBIRでもこうした事業化までの一貫した支援体制というのとられておりました

から始まって、試作、実際の開発、事業化について制度が設けられておるわけですが、一点誤解がございますのは、最終的な事業化段階での助成手段というのは先方の連邦政府の中には入ってございません。

特定補助金を中心とした私どもの日本版SBI-R制度におきましては、先ほども十二の特定補助金等をとりあげ御報告しましたが、その中にはフィージビリティースタディー段階の事業をするものもありますし、あるいは試作の段階について助成をするものもございます。これからこの特定補助金の種類をふやしていくという形の中において、その第一フェーズ、セカンドフェーズといふ話については解決していくんではないかと思うております。

我が方の新事業創出促進法の中で米国の制度よりも長じている点では、実際に事業化の段階になつたときに信用保険制度とかあるいは投育、投資育成会社を通じた投資のお金が受けられるとか、事業化段階まで一応法律上の手当てをしてござります。もちろん、これ以外にも、例えば事業団の持つております新たな助成金の制度とか、法律のうち外ではありますけれども、そういったものもできるだけ重ね合わせて利用できるようにして、できるだけFS段階から開発、事業化段階まで一貫したものになるよう努力をしたいと思っております。

○畠恵君 なるほど、日本の方がさらに事業化段階では手厚い支援策が用意されているということございます。存じ上げませんで、大変失礼いたしました。

本家のSBI-Rでは事業化に三五%が成功するという高い効果が上がっているわけですから、後からではございますけれども、これだけ日本としてもさらに厚い支援がなされているわけで、これを上回る高い効果をさらに期待したいと思います。

さて、最後の質問でございますけれども、これは大臣の方にさせていただきたいと思います。

日本版SBI-Rという仕組み自体、極めて有効な支援策たることは今伺つてよくわかりましたけれども、実際にこの制度を機能させるため、従来の審査体制の見直しはやはり必要だと思います。これは先ほどの経営革新支援法案で伺つたことで、実際アントレプレナーの方々とお話をしたりすると、こういう審査方法で実効性はどうかなとか、こういう形で自分たちのところというのは支援が受けられるかなと、若干危惧する声も出ております。

審査体制についてどのような見直し、配慮といふのがなされていらっしゃるのか、また今後なされべきと考えているのか、大臣に伺いたいと思います。

○國務大臣(与謝野馨君) 御指摘のとおり、日本版SBI-Rの実施に当たつては公正かつ的確な審査を実施していくことが重要と認識しております。新事業創出促進法に基づき定められた基本方針においても、技術の新規性、事業化の可能性につき知見を有する人材を審査委員に加える等の配慮をすることとされています。

最初に、特殊法人の整理統合の問題についてお伺いしたいと思います。

平成九年度の政府の決定に基づいて、現在たくさんあります特殊法人の整理統合が進められています。この国会にも幾つかの法案が出ているといふふうに理解しておりますが、経済・産業委員会で通産省所管の特殊法人の統合も既に幾つかこれまでに実施してまいりました。その際にいろいろ法案の審議はいたしましたが、これまでの特殊法人の整理統合がその後どのような検証をされているのか、どのような評価を通産省としてはされておられるのか、まずはそれをお聞かせいただきたいと思うんです。

といいますのは、この質問のバックグラウンドとして、今度の国会にも出ております中央省庁の再編に係る法案を見ましても、幾つかの省を束ねるというにすぎないのではないかという批判があるのは大臣も御存じだと思います。私ども、この複数の特殊法人において同種類似の事業を実施している場合に、これを一体として実施することにより事業の効率的な実施が期待できる、あるいはより総合的な観点に立った事業の遂行が期待できる場合には、当該特殊法人の整理統合を行うところが、特殊法人の整理統合についての理念、目的であると私は考えております。

本制度におきましては、特定補助金等として指定される研究開発予算にさまざまなものがございまして、審査体制について一概に申し上げることはできませんけれども、評価は一般に、科学技術的な意義、手法の妥当性、実施体制の妥当性、経済社会的な意義、事業化の可能性等から行われるものと思料いたします。また、審査委員の選出に当たつては、大学教授、国立研究機関の研究者、民間研究機関の研究者等の中から当該事業の審査に必要な識見を有する者が選定されていると思料いたします。

連携し、公正かつ的確な審査体制の確保に努めてまいりますが、今度の中小企業総合事業団法をいすれにいたしましても、今後、関係省庁とともに見ましても、多少性格が違うんじゃないのという

まいり所存でございます。

○畠恵君 中にもございました、評価ができる人材というのがかなめの問題だと思います。育成ですかとか確保ということにぜひ精励していただきたいと思うんですけども、中には例え今まで

はございませんけれども、同様に評価のあり方が大きく述べると、三つが一つになつたということだけが最も先行しているような感じがしまして、本当にそういう意味では評価できるんだろうかという

いがございます。数が減るということについては確かに評価できるんですが、それだけでいいんですかという実は問い合わせをしたいわけです。

本会議の中で、私どもの平田議員の質問に対し定年でその場を引かれた技術力であるとか見きわめる目を持つた方々というのは、振り起こせば恐らくたくさんまだ日本の中にもいると思いま

す。海外から呼ぶといつも一つ大きな策だと思

いますけれども、両面で頑張つていただいて、正

しい評価、実効ある評価というのをしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○前川忠夫君 民主党・新緑風会の前川でございます。

最初に、特殊法人の整理統合の問題についてお伺いしたいと思います。

平成九年度の政府の決定に基づいて、現在たくさんあります特殊法人の整理統合が進められています。この国会にも幾つかの法案が出ているといふふうに理解しておりますが、経済・産業委員会で通産省所管の特殊法人の統合も既に幾つかこれまでに実施してまいりました。その際にいろいろ法案の審議はいたしましたが、これまでの特殊法人の整理統合がその後どのような検証をされているのか、どのような評価を通産省としてはされておられるのか、まずはそれをお聞かせいただきたいと思うんです。

○國務大臣(与謝野馨君) 私もかつて村山内閣の一員におりましたときに、特殊法人の整理統合をやれということでおいて、文部省の所管の特殊法人を統合しようということで、結局、私学振興財團と私立学校共済との統合をやつて、一体どういう理屈で統合するのかということでお話をございました。また、統合した場合に業務が能率よく行われる、効率性が達成される、そういうことには随分意を尽くしたことかと思いますので、先生の質問の御趣旨はとてもよくわかるつもりでございました。

といいますのは、この質問のバックグラウンドとして、今度の国会にも出ております中央省庁の再編に係る法案を見ましても、幾つかの省を束ねるというにすぎないのではないかという批判があるのは大臣も御存じだと思います。私ども、この複数の特殊法人において同種類似の事業を実施している場合に、これを一体として実施することにより事業の効率的な実施が期待できる、あるいはより総合的な観点に立った事業の遂行が期待できる場合には、当該特殊法人の整理統合を行なうところが、特殊法人の整理統合についての理念、目的であると私は考えております。

通産省としては、以上のようないくつかの特殊法人の整理統合の理念、目的を十分踏まえつつ、過去五年間におきまして、まず日本貿易振興会、いわゆるジェットローとアジア経済研究所の統合及び新エネルギー・産業技術総合開発機構と石炭鉱業事業団の

統合を国会での御審議を経て実施してきておりました。これらはいずれももともとの業務の性格に共通性がございまして、統合によつて事業の効率的な実施や総合的な観点に立つた実施につながり、行政改革の理念にも沿うものであったと評価しております。

今般の中小企業信用保険公庫、中小企業事業団及び織維産業構造改善事業協会の統合につきましても、同様の理念、目的に基づいて実施するものと考えております。

○前川忠夫君 今、大臣からお答えをいたいた中にも出てまいりましたNEDOと石炭鉱害事業団の統合問題、それから、昨年でしたか、ジェットロードアンドリサーチの統合の問題、どちらもそれぞれ私質問に立ったものですから、その後の経過、評価というものは気になるわけです。確かに大臣がおっしゃいましたように、国の人々にかかる方について整理統合していくというのは時代の要請に合つたものであつて、それは私は当然だらうと思つうです。ただ、木に竹を接ぐような統合であつては何のための統合なんだらうという疑念を抱かざるを得ない。というのは、重複するものがもしないとすると、人の面でも金の面でもなかなか合理化はできないわけです。そういう意味で、今度の統合というのがどれだけの効果を上げるんだらうかという点で疑念が少し残っているなという感じがいたします。

そこで、今行なわれています信用保証業務やある

○前川忠夫君 今、大臣からお答えをいたいた中にも出てまいりましたNEDOと石炭鉱害事業団の統合問題、それから、昨年でしたか、ジェットロードアンドリサーチの統合の問題、どちらもそれぞれ私質問に立ったものですから、その後の経過、評価

ておられるのか、あるいは今後の事業団の運営等々を見ながら出資があるといふうに考えておられるのか、あるいはそれはどういう日を意識しておられるのか、この事業団の性格も含めて判断する材料になりますので、その辺についてもお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(鶴岡茂樹君) お答えいたします。この法案は、先生御案内のように、中小企業に対する融資でございますとか信用保険あるいは指導・研修、共済等の事業を一体的に行わせることによりまして、特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせまして人事交流の推進でございますとか組織体制の整備を行いまして、これまで各法人が持つておられた知見の相互活用を図らうとするにござります。この法案は、先生御案内のように、中小企業に対する融資でございますとか信用保険あるいは指導・研修、共済等の事業を一体的に行わせることによりまして、特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせまして人事交流の推進でございますとか組織体制の整備を行いまして、これまで各法人が持つておられた知見の相互活用を図らうとするにござります。

それぞの機関の対象が中小企業という同一のものであるのに対しまして、それぞれのやっておられた事業を総合的に実施することによって一層の効率を上げるというのがねらいでござります。その中で、今御指摘のございました信用保険でございますけれども、これにつきましてはこの事業団におきまして引き続いて着実に実施していくようにならしておられますし、また高度化融資事業につきましても抜本的な見直しを行うという中におきまして一層の効果的な実施というのを図らうとしているわけでございます。また、これまでどちらかといふと手薄でございました中小ベンチャーによる新事業開拓の支援というのにも力を入れていくかというような仕組みにしていくというふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(鶴岡茂樹君) 現在、三法人の役員数を合計いたしますと、先生御指摘のように二十二名でございます。その内訳を見ますと、そのうち六名が当該法人の出身の方々でございます。それから十一人が国家公務員出身、それから四人の方々が民間等からの出身ということになっております。

それからもう一つ、この法案の中の五条第一項ではこの三法人の資本金を合算したものをお出しのうけですが、さらに二項では新たに政府が出資をすることがあるというふうにうたわれているわけです。今度の統合によって新しい出資を政府で考えなのがあります。

そこで、今行なわれています信用保証業務やあることは考へておませんけれども、十一年度末で計二兆七千九百十一億円の資本金がござりますけれども、この統合を機に資本金を追加するといふことは考へておませんけれども、十一年度末で計二兆七千九百十一億円の資本金がござります。それの事業につきまして事業基盤の強化を図るという観点から、これから各年度に

おいてもその基盤強化のための出資ということは当然のことと思っておりまして、その必要に応じて資本金の追加が行われていくというふうに認識しているわけでございます。

○前川忠夫君 いすれこれはこれから新しい事業団の仕事がどういうふうに進んでいくかによつて判断されることですから、今この段階でこの問題についてこれ以上深追いはしません。

○前川忠夫君 いすれこれはこれから新しい事業団の仕事がどういうふうに進んでいくかによつて判断されることであります。そこで、私は有効であるのかということに関しましては、私ども有効なものと考へております。

○前川忠夫君 これまでたびたび申し上げておきましたように、特殊法人で働いている皆さんすべてが官庁から行かれた方なら構わないんですが、法人の中で採用されても勤続を重ねた、あるいは仕事をして、その上のボストだけが天下りで占められるということではやっぱり働く意欲というのではなくなるんですよ。彼ら最近は民間企業でも年功序列型はなくなつたとはいふものの、それはそれなりの効果とさうのはあり得るわけですから、私が申し上げた真意というのもぜひ十分に御理解をいただきて、ふたをあけてみたらよといふお答えが来るのはわかっているんですけど、念のため教えていただきたいですが、現在の二十一人の出身別の内訳とそれから新しい法人の役員、これは法律が通らないうちからまだあります。念のため教えていただきたいですが、現在の役員では十三名にしたいということのようですが、理念だけお答えをいただきたいと思うんです。

つまり、特殊法人の役員については、いわゆる天下りについては五〇%以下に抑えるというふうに申し合わせがあつたと思うんですが、これが適用になるのかどうかについてもあわせてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(鶴岡茂樹君) 現在、三法人の役員数を合計いたしますと、先生御指摘のように二十二名でございます。その内訳を見ますと、そのうち六名が当該法人の出身の方々でございます。それから十一人が国家公務員出身、それから四人の方々が民間等からの出身ということになっておりました。

○政府委員(鶴田勝彦君) ただいま中小企業庁においても、具体的にどこから何人というふうなことを現在持つておるわけではありません。

それから、最後の御質問でございますが、この趣旨はなお有効であるのかということに関しましては、私ども有効なものと考へております。

○前川忠夫君 これまでたびたび申し上げておきましたように、特殊法人で働いている皆さんは必ずが官庁から行かれた方なら構わないんですが、法人の中で採用されても勤続を重ねた、あるいは仕事をして、その上のボストだけが天下りで占められるということではやっぱり働く意欲というのではなくなるんですよ。彼ら最近は民間企業でも年功序列型はなくなつたとはいふものの、それはそれなりの効果とさうのはあり得るわけですから、私が申し上げた真意というのもぜひ十分に御理解をいただきて、ふたをあけてみたらよといふお答えが来るのはわかっているんですけど、念のため教えていただきたいですが、現在の役員では十三名にしたいということのようですが、理念だけお答えをいただきたいと思うんです。

つまり、特殊法人の役員については、いわゆる天下りについては五〇%以下に抑えるというふうに申し合わせがあつたと思うんですが、これが適用になるのかどうかについてもあわせてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(鶴岡茂樹君) 現在、三法人の役員数を合計いたしますと、先生御指摘のように二十二名でございます。その内訳を見ますと、そのうち六名が当該法人の出身の方々でございます。それから十一人が国家公務員出身、それから四人の方々が民間等からの出身ということになっておりました。

○政府委員(鶴田勝彦君) ただいま中小企業庁においても、具体的にどこから何人というふうなことを現在持つておるわけではありません。

それから、最後の御質問でございますが、この趣旨はなお有効であるのかということに関しましては、私ども有効なものと考へております。

○前川忠夫君 これまでたびたび申し上げておきましたように、特殊法人で働いている皆さんは必ずが官庁から行かれた方なら構わないんですが、法人の中で採用されても勤続を重ねた、あるいは仕事をして、その上のボストだけが天下りで占められるということではやっぱり働く意欲というのではなくなるんですよ。彼ら最近は民間企業でも年功序列型はなくなつたとはいふものの、それはそれなりの効果とさうのはあり得るわけですから、私が申し上げた真意というのもぜひ十分に御理解をいただきて、ふたをあけてみたらよといふお答えが来るのはわかっているんですけど、念のため教えていただきたいですが、現在の役員では十三名にしたいということのようですが、理念だけお答えをいただきたいと思うんです。

つまり、特殊法人の役員については、いわゆる天下りについては五〇%以下に抑えるというふうに申し合わせがあつたと思うんですが、これが適用になるのかどうかについてもあわせてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(鶴田勝彦君) ただいま中小企業政策研究会の勉強の成果というものの取りまとめをし

たいという予定にしてござります。

幾つかの論点があるわけでございますが、昭和三十八年に中小企業基本法ができたわけでござりますが、そのときはやはり大企業と中小企業の間の格差の是正が主要論点になつております。生産性だとかあるいは賃金の格差について焦点が当たっております。

それを受けたこの基本法体系下で各種の施策を続けてまいつたわけですが、この点については、まず大きな話としては、やはり今後の経済構造改革を推進する推進役として位置づけるべきではないか、あるいは雇用の維持・創出を図る母体として重点を置くべきではないか、そういう観点からいろいろな議論を進めているところでございまして、まだ結果は出ておりません。

○前川忠夫君 今、長官のお答えの中にもありますように、三十八年にかけて、四十八年でしたか、範囲を少し拡大するという改正をいたしました。私は、今の中小企業基本法の精神そのものも後ほど質問をしたいと思っていますが、一つには中小企業の範囲の問題です。資本金一億円以下、従業員三百人以下、もちろん卸売あるいはサービス業については多少下げていますが、中小企業基本法といふのは中小企業の定義を広く定めるものと私は理解をしてもいいんだろうと思うんです。ところが、ほかの制度、例えば信託保証の場合は、基本法に基づく中小企業の範囲で一応定めていますけれども、例えば融資関係で見てみますと、中小企業金融公庫の場合は対象の範囲が卸売の場合には五千円以下。さらに、国民金融公庫の場合には七千円以下になります。基本法では三千円以下です。それから、小売の場合には七千万円以下です。さらには、これはちょっと別な制度ですが、倒産防止共済等の場合には卸売の場合は七千万円、小売の場合は五千万円というふうに、さまざまな制度によって中

小企業の定義が違うんです。

こういふばらばらな状態で、基本法の持つ意味というのは一体どうしたことなんでしょうかといふことがあるのですから、もちろん研究会の中でも、勉強会の中でこれは議論の対象になつていて、思は思はんですが、今現在こういふばらばらな状態は中小企業者にとってみても大変わかりづらいわけです。例えば私のところはさまざまな中小企業の制度といふものがすべて適用になるものだと思つて飛び込んでいったら違っていたとか、実はこういふケースがあるんです。

○政府委員(鶴田勝彦君) 中小企業基本法における定義についての御質問でございますが、これは

委員御指摘のように、三十八年に定められましたから、四十八年に製造業について資本金規模五千

万からたしか一億に引き上げたまでございまして、それから三十年近くたつておるわけでございま

す。

私は、これまでも例えればのケースであります

が、これは通産省の所管ということにはならない

のかもしれません、地方の私鉄の経営の方か

ら、御案内のように地方の私鉄といふのは今經營

的には四苦八苦の状態です、鉄道事業だけではなく

てもじゃないけれどもどうにもならぬという状態

で、かなり自治体や何かの支援をいたしている

というのが実態です。

ところが、その企業の中身を見てみると、確

かに資本金一億円以下の私鉄といふのはほとんど

ないんです。ある意味では設備はしっかりと必要

です、それから従業員も三百人以下というの

は、よほど地方の、ローカルのローカルの私鉄で

ない限りはない。ところが、経営的には一般の中

小企業どころの騒ぎではないほど悪化してい

るやに実はお聞きをしたんです。

もちろんこれは、私鉄の場合には運輸省所管で

しょうから、別な意味での手当てというのが当然

されているんだろうというふうに理解をしていま

すけれども、中小企業といふ定義の中に全部を當

てはめてしまつてきた今までのやり方について改

めて再検討をしていただきたい。これは先ほど長

官からも触れられましたので、要望をひとつして

おきたいと思います。

それからもう一つは、この基本法の中の精神と

いいますか政策目標として、先ほども煙議員の方

から質問がありましたけれども、制定時の事情か

といつしましては、先ほども申し上げたように、

政令特例的な制度につきましても、今議論はもちろんしておりますが、やはりその必要性といふのは最終的には残つてくるのではないかなど。これ

は現時点での考え方でございますが、それぞれの必要性、意義といふものを検証した上で再整理をしたいと考えております。

○前川忠夫君 今、長官のお答えの中にもありましたので、ぜひ御検討いただきたいと思うんで

したいと考えております。

これはあくまでも例えればのケースであります

が、これは通産省の所管ということにはならない

のかもしれません、地方の私鉄の経営の方からも

御案内のように地方の私鉄といふのは今經營

的には四苦八苦の状態です、鉄道事業だけではなく

てもじゃないけれどもどうにもならぬという状態

で、かなり自治体や何かの支援をいたしている

というのが実態です。

ところが、その企業の中身を見てみると、確

かに資本金一億円以下の私鉄といふのはほとんど

ないんです。ある意味では設備はしっかりと必要

です、それから従業員も三百人以下といふの

は、よほど地方の、ローカルのローカルの私鉄で

ない限りはない。ところが、経営的には一般の中

小企業どころの騒ぎではないほど悪化してい

るやに実はお聞きをしたんです。

もちろんこれは、私鉄の場合には運輸省所管で

しょうから、別な意味での手当てというのが当然

されているんだろうというふうに理解をしていま

すけれども、中小企業といふ定義の中に全部を當

てはめてしまつてきた今までのやり方について改

めて再検討をしていただきたい。これは先ほど長

官からも触れられましたので、要望をひとつして

おきたいと思います。

それからもう一つは、この基本法の中の精神といつしましては、ある程度その制度の特殊性を加味しながら、きめ細やかに中小企業性というのをとらまえた方が結果的には中小企業の方にお役に立つておきたいと思います。

それから質問がありましたけれども、制定時の事情から大企業対中小企業あるいは親企業対下請的な

中小企業というものは弱者としての位置づけで律すべきではなくて、二十一世紀を担えまして日本経済のダイナミズムの源泉としての役割が非常に大きいのではないか、また雇用の観点からも役割がどんどん高まっているのではないかといふ

う問題が発生しないようにきちっとしていただきたいということを要請しておきたいと思います。
そこで、順序違うんですが、今度の総合事業団法について二、三お聞かせをいただきたいと思いま
す。
一点は、先ほど海野議員からも指摘がありま
たが、現在の中小企業の資金繰りの実態の中で、

た話とは全く違つておりまして、中小企業の資金繰りの一助としてこの特別枠というものを設定したわけでございます。したがいまして、借り得であるとか借りつ放しではつておいていいという性質のものではないということは制度の発足の当初から当然のこととして考えていたわけでございます。

が借り得であつたり借り放しであつたり、あるいは特別枠であったから回収についてやや力を抜いたりということのないようにするということでも、またこの制度の健全性を維持する上では私は大変大事なことであつて、今先生の御指摘の点は、我々も内部で若干議論をしておりますけれども、さらに議論を深めたい、そのように思つてお

業政策につきましては、これは基本法の中では三十八年でございますので当然ほど位置づけがされておりません。この点は今回、基本法体系について議論する場合の一一番大きな柱の一つになつてくるかと思ひます。

信用保証業務というのが非常に重要でありまして、今度の中小企業信用保険公庫の活動がそういう意味では今大変大きな焦点を浴びて いるわけですね。確かに、先ほど大臣からもお答えがございましたように、現在の政府の保証枠二兆円ももう少し時間もなくと、いますか、一部今は九月ごろこままで

たた、制度の設計上、従来よりはや懸念し
たということは事実でございます。それは、従来
の設計ですと、やや観念的ではございますが、代
位弁済率は全保証額の一%ぐらいであつたと、こ
れは相当実績に裏づけられている数字でございま
すが、今回は代位弁済率を一〇%ぐらいで制度設

○前川忠夫君 大臣の方から大変苦しい、片方は貸さなければならぬ、あるいは貸さなければ救えないといふ実態があつて、片方は貸したはいいけれども借り得で逃げられても困る、この辺の線引きというのは大変難しいと思うんです。私は、

生が引用されましたけれども、私どももいたしまして、大企業は単に、ある事業部門を独立分社化して、これは三百人、一億円という定義に該当するから中小企業の助成策を活用したいということが今現在においてもあり得るわけでござりますが、それらについては実質的、形式的に見ても大企業の一部である、経営が実質的に支配されている、人が派遣されている、あるいは資本の面で五割以上大企業が持つておられる、そういうふたつのについては運用の話いたしましては対象にはできないということでお納得をいただいておりま

つくらじやないかといふ指摘もございまして、一部からは心配だなどいふ声もないわけではなまい。具体的に、先ほどの新聞報道等も含めて報道がされてるという状況ですから、先ほどのお答えのように政府の方でも検討されるんだろうといふふうに期待をしておきたいと思います。

ただし、これとは別に、水をかけるだけでは済んでおりませんが、焦げついた場合には最終的に税金でこれは補てんをするということになるわけです。したがって、確かに貸し済りと言われるものについては解消しなければいけない。しかしながら、余りにも膨大な申請に対するチェックで、チェックが甘くなつて、本来だつたらとてもじやないけれども保証できないようなものまで保証す

こういった大企業の分社化の話というのは昨今の一つの経営革新のあり方としていろいろ議論されて上ってきておるわけですから、これについては相当慎重にこれから議論していく必要があると考案しております。

るということになつてはいけないという意味で、現在の保証体制がどうなつてゐるのか。その辺について心配はないのかどうか。これから保証等の追加とあわせて、そういう体制の問題についての心配がないのかどうか。もしかんでおられる状況がありましたらお聞かせをいただきたいと申します。

○國務大臣(与謝野馨君) まさに先生の御指摘のとおりでございまして、これは特別枠で保証をいたしました。仮に代位弁済が発生した場合でも、これを何とか回収するという努力をすることは当然でございまして、これはお金をばらまいて歩く

よって発生するということは決して好ましいことではございません。今十三兆七千億の保証をいたしまして、あと予定されている保証枠というのは六兆三千億でございますから、それを追加するかどうかということは、来年三月まで特別枠という制度は残るわけですから、いずれ追加せざるを得ないと私は思いますけれども、やはり先生の御指摘のあったモラルハザードが発生しない、また最終的には公のものであるという観点に立って、保證し、代位弁済をしたものについては、回収についてもまた決められたとおりのことを第々とする、という態度でなければならぬと思います。これ

それから、この法案の説明の際に新しい事業の開拓支援というものがございましたが、これは今までの通産省のさまざまな施策とダブルの部分はないのかどうか。後ほどの経営革新法と一緒にできて、ここでまた新しい法律をつくって、今まであった法律とダブルの形で次の国会でまた一つになりますなんというこの繰り返しが時々あるのですから、念のためにお聞かせをいただきたい。

それから、事業団の仕事の中に、人材の育成といいますか人材についての支援というのがたくさん仕事をとして入ってございます。私は、確かに中 小企業の場合には、大企業と違つて、オン・ザ・

が、今回は代位弁済率を一〇%ぐらいで制度設計をしようと、そういう考え方に基づいて出発をいたしました。審査の体制も、従来は保証している人ということを基準に物事を決めましたが、今度は保証してはいけない人という裏側からの基準を使つたわけでございます。しかしながら、これはあくまでも保証ということで、信用保証協会が保証し、最後は保険公庫がそれを補てんするという形になるわけでございますから、むやみやたらに保証するということではございません。

ただ、昨年の一連の信用取締の中、中小企業の金縛りといふものが困難をきわめたという状況の中で、国会の皆様方の御理解をいただきながらこの制度を發足いたしました。

しかし、モラル・ハザードと、うものがこれで

引きというのは大変難しいと思うんです、私は、
保証協会の第一線の皆さん方がそういう意味では
大変苦労されていると。はっきり申し上げて、書
面だけではわからないんです。
今、大臣からもお答えをいただきましたけれど
も、これが最終的には国民の税金で処理をしなければ
ならない仕組みなんだということをぜひひっ
かり受けとめていただきて、なおかつ、救済をし
なければならない本当に困っている事業者に対し
てはしっかりとした救済策になるような御配慮を
いただきたいと思います。
そこで、今度の新しい総合事業団法の中で、こ
れまでの事業は当然引き継ぐものというふうに私
たちは理解していますが、そのほかに新たな事業
はどんなことを具体的に考えておられるのか。

それから、この法案の説明の際に新しい事業の開拓支援といらものがございましたが、これは今までの通産省のさまざまな施策とダブルの部分はないのかどうか。後ほどの経営革新法と一緒にして、ここでまた新しい法律をつくって、今まであった法律とダブルのもので次の国会でまた一つになりますなんというこの繰り返しが時々あるものですから、念のためにお聞かせをいただきたい。

それから、事業団の仕事の中に、人材の育成といいますか人材についての支援というのがたくさん仕事をして入ってございます。私は、確かに中小企業の場合には、大企業と違って、オン・ザ・

ジョブ・トレーニングといいますか、企業の中では

す。

さあさまな教育をしていくという余裕はなかなかないものですから、どうしても外に教育を依頼するか、あるいは教育を受けた方を採用するかしないわけです。確かにそういう役割が事業団としてあるのは私は承知していますが、特にこれからこのことを考えますと、ただ単に中小企業の人材と いうことだけではなしに、新しく業を起こす、つまり起業家やあるいはベンチャービジネスの育成といったような見方も大事かもしれません。（通産省の方で

具体的に申し上げますと、高度化融資事業につきまして、先ほど来申し上げております業種による制約とか要件の緩和とか、事業を大々くり化することにより中小企業者にとってわかりやすく制度を簡素化していくことなどをしておりまますし、融資比率を八〇%に上げたり金利を一・一%に下げたり、そういう実質的な助成の追加もしております。

いうことでござります。昨今の経済情勢の中で、創業あるいはベンチャーの活性化は極めて重要であるという認識のもとに、この中小企業事業団の大学校、これを人材育成あるいは育成の大きな面に床にしようではないかということで、昨年末の緊急経済対策におきまして、こうした人材育成の事業を事業団が一つの核になって、さらには商工会議所、商工会等の機能も活用しながら、ベンチャーが日本国じゅうで盛んに起こるような、そういう人材育成の仕事も大きな重点として取り上げているという現状でございます。

○前川忠夫君 中小企業大学校というのには、どちらかといいますと実態は、既に中小企業に働いてる皆さんが中心だと思うんです。むしろこれから

い意味での織維産業というふうにとつていただきたいんですが、国際的な分業体制みたいなもの、これはもうかなり前からいろいろな議論がされてまいりました。

しかし、例えばスーパーへ行きましたも、あるいはデパートへ行きましたも、メード・イン・ジャパンというのとメード・イン・何々、つまり外製品と日本製品とでは信頼度というのは、これは消費者の心理ですよ、やっぱり違うんです。日本のものはいいという意識が必ずあるんです。中にはもちろん、例えばヨーロッパのイタリアでとかフランスですか、デザインを含めたさまざまな先進国ももちろんありますけれども、最近の傾向としては、日本製品のよさというのが認められてきているんです。そういう中で、これから織維産業というのをどう考えていくべきか。

アメリカの場合と日本の場合とでかなり大きな開きがあるんじゃないかな。つまり、アメリカの場合、一般の大学等を使ってやる教育がございますね。日本の場合にもたしかあると思うんですが、今もわからましたら、その実態について、これは事前に実施数の質問通告をしていませんのでわかりにくかったら結構なんですが、そういうものについて新しい事業団としてほんなふうなスタンスなのか、あるいは別なところでやっているのか、お教えをいただきたいと思います。

○政府委員(鶴田勝彦君) 幾つか御質問をいただいたわけですが、その前半の部分につきましてお答えをしたいと思います。

今回の経営革新支援法、それからの総合事業団法を御審議いただいているわけですが、端的に申し上げまして、経営革新支援法の方は、意欲のある中小企業の方が経営革新計画をつくられて経営を向上させるという制度でございまして、総合事業団法の方は、それは全体でございませんが、そういった経営革新をされる中小企業者に助成手段を提供するというのが一つの頭の整理だと思っていまして、今回、総合事業団化するに当たりまして事業団としての幾つかの施策の充実を考えております。

業の開拓に関する支援の関係でございます。これは第一には、事業団が助成金制度、これは百万円から五百万円程度の試作段階、それよりも前段階に必要となるお金について簡易に助成ができる制度もつくりております。また、先ほども御質問いただきましたけれども、例の投資事業組合、有限責任組合に対して事業団自身が出資をする、そういう機能も新しい事業団は実施する予定でございます。この助成金交付あるいは直接金融支援というのはほかに例を見ない画期的なものであると我々は考えております。

人材の点につきましては、次長の方から答弁させます。

○政府委員(殿岡茂樹君) 小企業事業団におきましては、その下部機構といたしまして中小企業大학교という制度がございます。全国に九校ございまして、ここにおきましては中小企業の経営者あるいは技術者の研修に当たっているということです。先生御指摘のように内部で研修あるいは人材育成がなかなか難しい中小企業の方々にとりまして大変役に立っているというふうに考えておりま

ら業を起こそうという方々に対する、ただお金の面とかあるいは技術的な面だけじゃなくて、さまざまなノウハウを提供するような仕組みというのを要望しておきたいと思います。

次に、織維産業構造改善事業協会が今度統合されます。私は今度の法案については、確かに最近の構造改善事業の申請の件数等をずっと見ていましたと、非常に件数が減ってきてているということもあるのかなというふうに思つたり、あるいはこの協会自身の仕事が既に時代的には他の業種にはまうほとんどなくなつたということもあって、そういう時代の流れなのかなという思いがありつつ、実は本会議の中でも平田議員が質問しておりましたが、織維というのは大変すそ野の広い産業です。それから、ほかの業種と違いまして、物を着るということに関しては永久に恐らくなくならぬことなどを考えますと、織維産業というのは大変大事な位置をこれからも占めるんだろうというふうに考えます。

の織維産業というのをどう考えていいたらいいのか。

それから、つい二月でしたか、後楽園のブリズムホールで伝統的工芸品まつり、これは通産省が後援をしておられます。私もちょっと時間があつたのですから、各県のそれぞれの伝統的な工芸品というのをずっと見せていただきました。その中でも、さまざま、特に織物ですね、織維関係の出展されておられる方のところも見てまいりましたが、かなり付加価値の高い製品をつくっておられる。

しかし、なかなかそれが販路がしつかり拡大しないかな。もちろん、先ほど言ったように、付加価値が高いということは価格が高いということにもつながりかねないわけですから、そういう意味では難しいのかなというふうに思ひながら、例えぎょうも西山先生、着物をお召しですけれども、日本のこういう伝統的な織維のよさというもののをそれぞれの業界任せでいいんだろうかという思いがある反面、といって余り行政がかかるわるのはどうなのかなという相矛盾した気持ちが実は心の中にあります。

ういった人材も育てる必要があるのではないかと、いうことでござります。昨今の経済情勢の中で、創業あるいはベンチャーの活性化は極めて重要であるという認識のもとに、この中小企業事業団の大企業校、これを人材発掘あるいは育成の大きな核にしようではないかということで、昨年末の緊急経済対策におきまして、こうした人材育成の事業を事業団が一つの核になつて、さらには商工会議所、商工会等の機能も活用しながら、ベンチャーが日本国じゅうで盛んに起るような、そういう人材育成の仕事も大きな重点として取り上げているという現状にござります。

○前川忠夫君 中小企業大학교といふのは、どちらかといいますと実態は、既に中小企業に働いている皆さんが中心だと思うんです。むしろこれがから業を起こそうという方々に対する、ただお金の面とかあるいは技術的な面だけじゃなくて、さまざまなノウハウを提供するような仕組みというのをやつぱり私は必要なんじゃないかなというふうに思います。これは今度の新しい事業団の仕事とはちょっと離れるかもしれません、ぜひ通産省全体として取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、織維産業構造改善事業協会が今度統合されます。私は今度の法案については、確かに最近の構造改善事業の申請件数等をずっと見ていまますと、非常に件数が減ってきてているということをみると、あるのかなというふうに思つたり、あるいはこの協会自身の仕事が既に時代的には他の業種にはまわらなくなつたということもあって、そういう時代の流れのなかなという思いがありつつ、実は本会議の中でも平田議員が質問しておりますが、織維というのは大変すそ野の広い産業です。それからほかの業種と違いまして、物を着るということに関しては永久に恐らくなくならないんじゃないかというふうに思うわけです。そういうことを考えると、織維産業というのは大変大事な位置をこれからも占めるんだろうというふうに考えます。

そういう中で、私は、これから織維産業、広い意味での織維産業というふうにとつていていいんですが、国際的な分業体制みたいなもの、これはもうかなり前からいろいろな議論がされてまいりました。

しかし、例えばスーパーへ行きましたも、あるいはデパートへ行きましたも、メード・イン・ジャパンというのとメード・イン・何々、つまり外国製品と日本製品では信頼度というのは、これは消費者の心理ですよ、やっぱり違うんです。日本のものはいいという意識が必ずあるんです。中にはもちろん、例えばヨーロッパのイタリアでとかフランスでとか、デザインを含めたさまざまな先進国ももちろんありますけれども、最近の傾向としては、日本製品のよさというのが認められてきているんです。そういう中で、これから織維産業というのをどう考えていったらいいのか。

それから、つい二月でしたか、後楽園のブリズムホールで伝統的工芸品まつり、これは通産省が後援をしておられます。私もちょっと時間があつたものですから、各県のそれぞれの伝統的な工芸品というのをずっと見せていただきました。その中でも、さまざま、特に織物ですね、織維関係の出展されておられる方のところも見てまいりましたが、かなり付加価値の高い製品をつくっておられる。

しかし、なかなかそれが販路がしつかり拡大しないかな。もちろん、先ほど言ったように、付加価値が高いということは価格が高いということにもつながりかねないわけですから、そういう意味では難しいのかなというふうに思ひながら、例えぎょうも西山先生、着物をお召しですけれども、日本のこういう伝統的な織物のよさというものをそれぞれの業界任せでいいんだろうかという思いがある反面、といって余り行政がかかるわるいのがあるのかなという相矛盾した気持ちが実は心の中にあるんです。

ない、あるいは付加価値の高いものをつくりてい
く必要がある。そういう意味での指導というのは
私はこれからも必要なんじやないかというふうに
思うんですが、これからは織維業界のあり方や、
あるいは行政のかかわり方等について御所見があ
りましたら、お聞かせいただきたいと思います。
○政府委員(近藤隆彦君) 織維産業に関しまして
は、かねてからいろいろなその当時の織維産業
をめぐる状況を踏まえまして、累次の織維法の審
議をお願いいたしまして、設備調整でありますと
か、あるいは生産規模とか経営規模の適正化等の
構造改善事業でありますとか、さらに最近は情報
化基盤事業でありますとか、いろいろな事業を進
めてきてまいつたわけでございます。

御指摘のとおり、織維産業は日本の基盤産業の
一つでございますし、また地域を支える大変重要
な産業でございますし、生活、文化と密接に関係
のある産業でございますので、現在二百万人を超
える雇用を擁しておりますけれども、極めて重要
な産業であるというふうに認識しておる次第でござ
ります。

こののような状況の中で、昨今の情勢は、一つ
は、いろいろな累次の構造改善事業あるいは織維
事業者の努力もありましたけれども、例えば消費
者と直接に向かい合ってもっと情報を直接とつて
自分で製品開発をしていくような、いわゆるクリ
エーションといったような機能でありますとか、
あるいは流通構造全体がまだまだ複雑でございま
して、かなり戦略的なグループ化等も進んでおり
ますけれども、まだまだその点は不十分でござい
ます。そういう意味で言いますと、サプライ
チェーン全体の構造改善といいましょうか、そう
いった見直しが必要でございますので、そいつ
た点も今後の織維政策の課題であると思っており
ます。

なお、先生おっしゃいましたとおり、製品のさら
に一層の高度化でありますとか、あるいは技術
開発、特に衣料分野に関しましては、なお一層の
多様化とかあるいはいろんな意味の風合いとかと
思っております。

いった、本来の衣料に求められるものをさらに一
層高度化していくといった点。

それから、非衣料分野につきましても、環境問
題等、織維産業は大いに貢献できるものですか
と思つております。

○前川忠夫君 ただ、官民の問題もございますものですから、

そういうものを十分踏まえながら、官としても
さわしいものを引き続き支援していくこうというふ
うに考えておる次第でございます。

○前川忠夫君 今、局長からお答えをいただいて
ある程度了解をいたしますが、衆議院の方でも附
帯決議がついで見直しや何かについての指摘もござ
りますね。確かに、織維産業というのは、まさ
に大手から昔いう機械の機械一台というよ
うなところまで本当に物すごい範囲の広いとい
いますか、企業規模の大きな産業なんです。ですか
ら、きめの細かい仕組みというのをやっぱりこれ
からも私は必要なんじやないかというふうに思
いますし、それからある意味では、先ほど申し上
げましたような高付加価値化に向けてのさまざま
な支援というものもあわせてひとつお願いをして
おきたいと思います。これは要望として申し上げ
ておきたいと思います。

次に、中小企業革新支援法について一点だけお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、法律二つを一つにまとめられるわけです
が、近代化促進法、いわゆる近促法の中でもうたわ
れている、従来は非常に大きな意味を持っていた

業種別の近代化の対応というのが限界になりつつ
あるということはどういう意味を持つてているの
か、その辺の背景についてごく簡単に結構ですか
ら御説明をいただきたい。

それからもう一つは、一緒にになります新分野進
出法、こちらの方は、どちらかといいますと、か
つての激しい円高に対する具体的な業種に対応す
る形の支援をいうことが非常に色濃かったと思う

んです。多少その二つの法律の性格が違つていた
んじゃないかというふうに思はんですが、これを
一つすることによってどういう効果があらわれ
るのか。

先ほど来の議論の中で、従来のような業界で
あつたりあるいは組合であつたりということにさ
らにプラスする形で、事業者も新しいこういう法
律の仕組みの中でこれを活用することができます
ということは承知しているつもりなんですが、そ
ういうものを踏まえた意味で、具体的にはどういう
ことなのか、お聞かせをいただきたいと思いま
す。

○政府委員(鴨田勝彦君) 近代化促進法でござ
いますが、昭和三十八年に制定されました。一言で
申し上げれば、当時の高度成長期におきまして大
企業と中小企業との間の生産性格差が非常に大き
かった、この格差是正を目指して法律に基づいて
助成をしていくこうという考え方でございます。し
たがいまして、どちらかというと、製造業を中心
に生産性の格差を解消するためにやはり設備投
資、設備の近代化を図る必要があるだろうという
ことで、業種別に一定の必要とする設備の近代化
の程度を業種ぐるみで定めて、それに参考される
構成員の方については個別にも助成を差し上げる
という制度でございます。

〔委員長退席、理事成瀬守重君着席〕

三十年以上たままして、現在のところ、経済の
ソフト化、成熟化が進んでおります。サービス化
も進んでおります。したがいまして、個別の中小企
業にとって、生産設備の近代化という業種ぐる
みで対応するような経営課題、これはもちろんあ
る業種もあるわけですが、それでも増しまして、
やはり技術開発だと人材養成とかあるいはマ
ケティング、需要開拓、そういう個々の中大小企
業が置かれた経営環境の中で経営革新を図らな
きやならないニーズというのはより強く出てきた
んだと思います。

したがいまして、今回の法制度におきまして
は、個別の企業あるいは任意のグループ、もちろ
ん組合も含めてですが、そういう方々が経営革
新、現下の経営課題に対応できるような方策がと
り得るような仕組みをつくり上げたということで
ございます。

一例を申し上げますと、昨年、近促法について
の評価をいたします段階に、実際に参画をされ
た中小企業者の方からアンケートをいただきま
した。それによりますと、近促法に基づきます構
造改善計画と自社の個別の経営計画との間で、例
えば全く方向性は不一致である、ただ支援制度が
活用できるのでこれに乗ったという方が二割ぐら
いを占めておりました。そういうことで彼我のす
れが徐々に生じてきているというのが、業種ぐる
みの対応策ではなくて、個々の経営者主体に今回
の法制度を構築した理由でございます。

それから新分野進出法、これは環境の激変に応
じて新分野に進出したりあるいは海外進出をされ
たりするそういう中小企業者のための制度であ
るわけですが、これにつきましては、やはり原材
料が枯渇するとかあるいは為替が変動するとか、
業種ごとに大きな波をこうむられる中小企業者が
あるわけでございます。こういったものについて
は、そういう業種ぐるみの底上げ措置をとりあ
えず基盤強化という形にして差し上げて、その後、
経営課題に対応して経営革新をされる方につ
いては前者の経営革新計画の方で頑張つていただき
こう、そういう頭の整理をしているつもりでござ
います。

〔理事成瀬守重君退席、委員長着席〕

○前川忠夫君 事前に通告はしていないんですけど
が、例え今度の新しい法律の中で、最近話題にな
なっていますダイオキシン問題。例えば、私も先
日ある業界の人とお話をしていたんですが、鉄鋼

の電炉、産廃の処理場に比べれば全体の排出量は
少ないようですねけれども、あそこもダイオキシン

を排出しているんですね。例えば電炉業界とい
うのは非常に中小が多くて、もうダイオキシン排出
を抑制するような設備投資をするだけの力もない

よという実態があるという話なんです。もちろ
ん

ん、これは法律があるなしにかかわらずやらないべきやいけないことなんですね。そういうようなケースの場合、例えば電炉業界全体として何かをやりたいというようなケースにはこれは十分対応できるものかどうか、一つだけお聞きをしておきたい。

それから最後に、経営革新計画を提出してといふお話をありました。これは私もたびたびこの席でいろいろ申し上げておりますが、この法律の適用を受けてさまざまな支援を受ける、しっかりとしたものを作らなければならぬというのは当然なんですが、中小企業者にとってはこういう書類をつくるということは大変負担なんです。ですから、今度の新しい法律に基づく提出の手続、手順、書類等についてもできるだけ簡素化が図れるような仕組みというのをぜひ御配慮しておいていただきたい。

これは最後に要望を申し上げて、前段の方はちょっとお答えをいただいて、私の質問を終わら

たいと思ひます。

○政府委員(鴨田勝彦君) 委員御指摘のダイオキシン問題に対応される電炉業界について本法の適用が可か否かといふ話でございますが、経営基盤強化計画の作成主体としては幾つか要件がござります。

一つには、その業種全体として中小企業性の業種であるということとは、中小企業対策でございますので当然でございます。

第二点の、外部経営環境の劇的な変化という意味では、例に挙げられましたダイオキシン問題といふのは、これは環境問題ということで、現下の大変大きな問題でございますので、対象になり得ると思います。

あと一つは、経営基盤強化計画の場合には、やはり業績が隆々とされている業界の場合にはわざわざこの制度を使われる必要もありませんので、従来新分野進出法の要件ともされております。例えれば売り上げの落ち込みとか経営状態の悪化という要件も必要にならうかと思ひます。

そういう観点から中・小企業政策審議会に諮るべきやいけないことなんですね。そういうようなケースの場合、例えば電炉業界全体として何かをやりたいというようなケースにはこれは十分対応できるものかどうか、一つだけお聞きをしておきたい。

それから最後に、経営革新計画を提出してといふお話をありました。これは私もたびたびこの席でいろいろ申し上げておりますが、この法律の適用を受けてさまざまな支援を受ける、しっかりとしたものを作らなければならぬというのは当然なんですが、中小企業者にとってはこういう書類をつくるということは大変負担なんです。ですから、今度の新しい法律に基づく提出の手続、手順、書類等についてもできるだけ簡素化が図れるような仕組みといふのをぜひ御配慮しておいていただきたい。

これは最後に要望を申し上げて、前段の方はちょっとお答えをいただいて、私の質問を終わら

たいと思ひます。

本会議の質問に対する答弁で大臣は、今までの織維政策についてこのように述べていらっしゃいます。「これまでの織維政策は一定の役割を果たしてきましたけれども、少しでも和装産業の振興のために役に立てば大変うれしいと思つて参りました。

まず大臣にお伺いをしたいわけでございますけれども、中小企業総合事業団法案の附則で、織維産業構造改善臨時措置法、織維法と織維産業構造改善事業協会が廃止されるということになつてゐるわけです。日本経済における織維産業の位置づけをどのようにお考えになつておられるのでしょうか、まず与謝野大臣に最初にお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 織維産業というのは一見地味な産業でございますけれども、製造業、流通業合わせまして二百万人といふ我が国の約一割に相当する雇用を支えておりまして、またいろいろな地域経済を支える一大産業であるとともに、生活者の価値実現を支え、さらには基礎素材を供給する産業としての役割も果たしております。今後とも我が国経済にとって重要な産業であると考へております。

事業所の数は、一九九〇年、十二万九千九百四十四ございましたのが、九五年には十万四千三百八十八といふことで一九・六七%減っています。従業者の数はどうかといふと、九〇年が百二十一万五千四百三十七から、九五年には九十七万一千二百四十二、一二一・〇%減っているわけでございます。製品出荷額も付加価値額もそれぞれマイナスになつています。この五年間で非常に急激に減つてゐるわけでございます。

私は、こういう状況を見ましたときに、大臣は一定の役割を果たしてきたと、いうふうに政府の織維政策を評価されていらっしゃるわけですけれども、これまでの政府の織維政策といふのは、政府の構造改善事業に参加できる一部の業者の生き残りの陰で、実は大企業による織維製品の大規模な輸入の急増、流通段階でも大企業の不公正取引などの横行で、国内の中小織維産業と織維产地が今申し上げましたように非常に疲弊が進んだ、こういふことではないかと思います。

このことは、織維法によるさまざまな構造改善施設が不十分であったということであつて、廃止ではなくて、今、私はむしろ抜本的な改善と対策を充実することこそが課題になつているというふうに思つておれども、大臣のお考へを伺いたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 通産省としては、個別産業振興的施策からの脱却といふ行政改革の趣旨を踏まえまして、織維法を本年六月末の期限をもつて延長せずに廃止することが適当と考えておられます。

事業所統計によりますと、九一年、一万百三十事業所が九六年には七千七百五十一事業所に減つてゐるわけでございます。従業者の数はどうかといえば、二万八千六十三人から二万一千二百六十五人という形で、事業所数では二三・四九%減、従業者の数は二四・二二%減、この五年間に既にこのような著しい縮小が起こつてゐるとい

ることでございます。

一四

もう少し和装産業の中心でございます京都の実態をお話しして訴えたいと思うんですけれども、生産量はどうか。七〇年代がピークでございましてが、その七〇年代のピークから見てどうなつてお

しかしながら、織維産業を取り巻く厳しい状況を踏まえまして、織維事業協会の事業のうち、需要開拓等の必要なものを当分の間、中小企業総合事業団に移管する等、経過措置には万全を期してまいります。

また、織維産業の実態を十分に踏まえながら、引き続き必要な施策の実施に努めてまいりたいと考えております。

○西山登紀子君 私が今までるる説明をいたしましたように、織維産業の実態は極めて深刻でございます。一般的な施策に流してしまって、いうことで、ではとも今日の織維産地の疲弊の状態をとどめることはできないというふうに考へるわけです。

私は、きょうこの西陣の帯を締めてまいりましたけれども、皆さん、実に見事な帯だといふように見ていただけます。この帯は西陣の一級技能士の方が織られた帯なんですねけれども、その一級技能士の方が今どんな生活をしているかといふことなんですが、昨年一年間の急激な不況のもとで、実は織つておきました織機五台が今一台になつていています。御自身だけが織るようになりまして、ほかの方はみんな西陣よりも高いアルバイトの方に行ってしまったということで、月十万以下の収入の中で、しかし一級技能士としての誇りを捨てるわけにはいかないということです。帯をつづつと織り続けていらっしゃるわけでござります。

こういう織維の状況に対して、私はやはりもう一般策でいいのだということではさらさらないといふことを申し上げて、次に移りたいと思ひます。次に、織維業界にあります不公平取引の問題でお尋ねをしたいと思います。

私の地元は京都なんですが、いろんなところで業者の方と懇談をいたしました。大変なお話をございました。もちろん不況で仕事がないというの根本の問題でござりますけれども、それに加えて、例えば安い単価でも一生懸命仕事をやるわけ

ですけれども、支払いが手形でございます。しか

も、決済期日が短いもので百五十日、中には三百日というようなものも實際あるというこ

とでございます。友禅などでは染めの注文があつて、仕事をして持つても引き取ってくれない。受け取つてくれても伝票は入れないでくれと言われてしまつ。さらに、集金に行きますと代金

から一方的に三%、五%差し引かれて、歩引きの強要は日常茶飯事だということで、非常に私も驚いたわけです。

実はこういうことは独禁法に違反すると思うのですが、公取さん、どうですか。

○政府委員(山田昭雄君) 今、先生からお話しの手形のサイトが百五十日なり二百日と非常に長くなつてているものがあるという御指摘でございますが、下請取引における下請代金の手形の支払いにつきましては、一般の金融機関による割引を受けられることが困難な手形の交付というものを禁止しているわけでございます。どのくらいの期間が一般的な金融機関の割引を受けるのが困難かということにつきましては、織維業につきましては手形期間が九十日を超えるもの、一般の業種につきましては百二十日を超えるものにつきまして、これが割引困難な手形であるおそれがあるとして下請法を運用しているものでございまして、そういうものがあれば所要の改善措置を講じてきているところがござります。

したがいまして、今御指摘のような手形の支払

い期日が百五十日あるいは二百日、三百日といふ

ようなお話をございましたが、それが現にあるとすればそれは下請法四条二項の第二号の規定に違反するおそれがあるということになるかと思ひます。

○西山登紀子君 今も言われたように、私は明らかにこれは独禁法違反だというふうに思ひますが、確かにこれが現にあるのか、違反を早くなくしてほしいという現場の切実な声でございます。

それで、ぜひ公正取引委員会は現場に足を運ん

で直接実態を調査してほしい、特別の手立てをとつてほしいという切実な声をお伺いしたのですけれども、これにぜひおたえていただきたいと思

いますが、どうでしようか。

○政府委員(山田昭雄君) 私どもも、京都の織維業者の保護ということで下請代金支払遅延等防止法という法律があるわけでございます。しかしながら、親事業者と下請事業者の関係というのは取引の継続といふことを前提として成り立っている

ということでもございまして、違反行為というのが下請事業者からなかなか申告として出てこないといふこともございまして、毎年、親事業者に一万四千、それと下請事業者に対しては七万社を対象に、法律に基づいてございますが、書面調査を実施しております。

この違反のおそれのある行為というものに接した場合には、これは実地調査ということで現地にまで行きまして、あるいは親事業者あるいは関係の事業者においていたいいろいろ事情を聞きまして調査しているわけでございまして、織維につきましては、当然その中に含まれておるものでござります。

まだまだ不十分といふこともありますけれどもとしてはできる限りそういった調査を通じまして、違反があれば、端緒に接すればそれを徹底的調査していくくように努めてまいりたいと思っております。

したがいまして、今御指摘のような手形の支払は、どうかというと、勧告は三、警告は三千三百四十八件ということになります。この書面調査でわかつた違反件数は三千三百三十件、全体の〇・九%でございます。それで措置はどうかというと、勧告は三、警告は三千三百四十八件ということになります。

まだまだ十分といふこともありますけれどもとしてはできる限りそういった調査を通じまして、違反があれば、端緒に接すればそれを徹底的調査していくくように努めてまいりたいと思っております。

○西山登紀子君 現場のいろんなお声を聞きます

と、公正取引委員会というのは非常に遠い存在なのです。こんな実態を本当に知つてもらっているのだろうかとおっしゃっているわけです。

そういう点で、公取さんがなかなか現場に来てくださらないので現地の皆さんと、特に織維業界に働く和装職人の労働組合の皆さんと一一〇番活動というのをやつていらっしゃるわけです。京都通サービス労働組合、全西陣織物労働組合、京都流

報道がされました。取引条件の改善、雇用問題、不公平取引、支払い遅延、雇用不安、何でも御相

談くださいということで、こういう自衛の手段に出している。自衛だけではない、業界全体の健全化

についても乗り出しているということでおざいますので、ぜひそういう現場の取り組みにも関心を寄せてほしいと思うわけです。

次に、今おっしゃいましたように書面調査をやつていらっしゃる。これは公正取引委員会と中

小企業庁が一緒になつてやつていらっしゃるの

を、私きょう資料で配らせていただきました。これを見せていただきますと、九七年度では全体で十四万六千事業者に書面を発送して調査をしていました。この書面調査でわかつた違反件数は三千三百三十六件、全体の〇・九%でございます。それで措置はどうかというと、勧告は三、警告は三千三百四十八件ということになります。

まだまだ十分といふこともありますけれども、これはどうなのでしょう、実際の違反件数はもっと多いと推測できると思うのですが、どうですか。

○政府委員(山田昭雄君) 先ほど申しましたように、毎年下請事業者七万の事業者に対しまして書面調査をしておるわけでございまして、これは四年で一回転すれば全下請事業者のすべてのものに

違反件数はもっと多いと推測できると思うのですが、どうですか。

○西山登紀子君 かなりつかんでいるという自信のある御答弁なのですけれども、しかし、この数

は織維だけではありません、全親事業者を対象にした全数調査ということになつてゐるわけですが、今私たちが聞いている下請取引の現状からしますと、実態を十分つかんだ数字であるというふうにとても思えないわけです。

それで、先ほど言わされました申告なんですかども、申告は十三です。この十三という数、非常に少ないのですけれども、この書面調査の千三百三十件と申告十三、この差はどのように受けとめたらしいのでしょうか。

○政府委員(山田昭雄君) 申告は非常に少ないでないかということでおざいますが、これはやはり下請取引の性格上、下請事業者が親事業者の下請法違反行為に対して公正取引委員会なり中小企業厅に申告するというのではなくかしにくいとうことかと思ひます。

法律上は、下請法の規定の中に、公正取引委員会なり中小企業厅に申告したということによって取引上数量を削減したり、あるいは取引を停止するというような行為、これも下請法違反になるとやうな行いも下請法違反となると規定しているわけでござりますが、そういう報復措置で違反になつたという件も余りございませんで、要は下請事業者は親事業者を相手になかなか申告しにくいといふことを規定しているわけでござります。いわゆるそういう報復措置も下請法違反となると規定しているわけでござりますが、そういう報復措置で違反になつたという件も余りございませんで、要は下請事業者は親事業者を相手になかなか申告しにくいといふことを規定しているわけでござります。

そういうこともございまして、私ども、先ほど申しましたように、親事業者一万四千、それと下請事業者七万というかなりの膨大な数に対しまして毎年書面調査をしている、そして違反行為の端緒を見つけ、それを手がかりに実地調査等を行つて、このよくなことを行つておざいます。

○西山登紀子君 おつしやるように、下請事業者が公取に申告したといふことが知れば仕事を打ち切られるということは本当に見えていたと思います。我慢をしていたらしくる姿がこの十三件という少ない数にあらわれてるのでないかと思うわけです。だから、公取さんに現

場に来てほしいという声もそういうところから起きていると思うのです。書面調査をやっていらっしゃる努力は私は認めますけれども、下請法を制定以来、毎年苦労して日々と書面調査をやってこられた。しかし、新規発生件数というのは大体千数百件から二千件を超える違反が、この数年ですが、続いているわけあります。これはどうしてなくならないのか。事態を幾らかでも改善して未然に防いでいただきたい。再発防止もしなきゃいけない。従来どおりのやり方では改善されないんじゃないでしょうか。

○政府委員(山田昭雄君) この事態どのように検討されてきましたか。

○政府委員(山田昭雄君) ここにござりますよう百件内外ある、これが減つていいということがあります。私どもいたしましては、再発防止といたことが一つあらうかと思います。

ただ、違反行為者で同様な違反行為、例えば支払い遅延等がありますとか、先ほど少しございました割引困難な手形の交付、そういうた行為をまた再犯するということは比較的少ないわけでございまして、むしろ書面の不備であるとかそういうよ

うなことを新規の業者がまた行うということがござります。私どもいたしましては、この再発防止ということは比較的少ないわけでございまして、むしろ書面の不備であるとかそういうよ

うなことを新規の業者がまた行うということがござります。私どもいたしましては、この再発防止ということがございまして、あるいは再発防止といふことは、警報等を行つた事業者に対しては、社内的に十分マニュアルをつくつたり再発防止の措置を講ずるよう特に願いしているところでございま

ということで、大臣に抜本的な提案をしたいわけです。実は私は、こうした状態をなくするため東京の墨田区の中小企業制度は大変すぐれたものだというふうに考えております。これは行政として、親企業の支配から区内の中小企業を守るために、実態がどうなつてゐるのかということをリアルにつかむために、業者の皆さんの御協力も得て悉皆調査を実施いたしまして、どんな対策をとつたら区内の業者の頑張りに役立つのかといた

じやないでしょうか。

○西山登紀子君 私は、書面調査の効果がないと

か、そういうことを申し上げてゐるのではない

です。非常に膨大な書面調査をずっとやりなが

ら、なおかつ新規の違反件数が絶えないと

思ひます。私どもいたしましては、再発防止

について積極的にやつていらつやるわけです。

私は、こうしたやり方を国が同じよう

に実施せよ

うなことを

いうことは、先生の御質問から十分理解したつ

もりでございます。

○西山登紀子君 私は、書面調査の効果がないと

か、そういうことを申し上げてゐるのではない

です。非常に膨大な書面調査をずっとやりなが

ら、なおかつ新規の違反件数が絶えないと

思ひます。私どもいたしましては、再発防止

について積極的にやつていらつやるわけです。

私は、こうしたやり方を国が同じよう

に実施せよ

うなことを

いうことは、先生の御質問から十分理解したつ

もりでございます。

○西山登紀子君 まだ、地方自治体によつては、より厳正な、より的確な調査をしていくこともある

ことです。

○西山登紀子君 そういうふうに思ひます。

○西山登

できるかどうかという疑問が出るのは必定だといふように思います。具体的な対策をお持ちですか。

○政府委員(近藤隆彦君) 取引問題は、先生御指摘のとおり、いろいろ利害関係もありましたので、事業の運営そのものは民間の関係者の方々にお願いしようと思つておられますけれども、今後とも公正中立に行われますように注意をしてまいりたいと思っております。

従来、事業協会がこのような事務局的な機能まで果たしておった場合も、通産省も適宜出席をしまして見ておりましたので、事業の運営そのものは民間の関係者の方々にお願いしようと思つておられますけれども、今後とも公正中立に行われますように注意をしてまいりたいと思っております。

○西山登紀子君 それでは次に、セーフガードの問題についてお聞きしたいと思います。

○西山登紀子君 それでは次に、セーフガードの要請も発動ももつとしやすいようになります。内容は、手続を若干緩和しただけで、被害の判断基準が緩和されたというのではありません。私は、やはり被害を受けている日本の産地にとって発動の要請も発動ももつとしやすいようになります。

○国務大臣(与謝野馨君) 平成六年十二月にWT O協定に対応いたしまして整備した織維セーフガードの発動についての国内規則につきましては、昨年、輸出入取引審議会で見直しをしていました。その結果、過去二回の調査経験等にかんがみ、発動手続を改善することが適当であるとされ、本年一月、調査期間の短縮、すなわち一年から六ヶ月、業界の調査負担の適正化等を内容とする関連国内規則の改正等を行つたところでございます。

織維セーフガードの発動基準につきましては、国内規則において、輸入の増加や、それによる重

大な損害等の技術的判断要素、発動によるメリット、デメリットの比較考査による国民経済上の緊急の必要性という政策的判断要素を総合的に勘案し決定することとされています。昨年の輸出入取引審議会の答申におきましても、この枠組みを維持すべきとされたところあります。したがつて、現時点での発動基準の緩和は考えておりません。

○西山登紀子君 これは、この国内規則に従い、適切な対応を図つてま

る所存でございます。

○西山登紀子君 大臣の御答弁だと、TSGの発動は本当にもうしないというふうに私は受けとめ

たんです。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんというのは今や生産量を上回って輸入がされおりまして、産地は休

業・廃業、自殺者が本当にたくさん出ているとい

う深刻な事態でございます。幾ら言っても国は聞

いてくれない、国は見捨てたのかという声だって

あるわけでございます。

○西山登紀子君 それでもう一つ、セーフガードを発動してほし

いという申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 確認をしておきたいというふう

に思ひます。

○西山登紀子君 次に、協会の解散に関連いたしましてお聞きを

したいと思ひます。

○西山登紀子君 協会の事業が事業団に引き継がれるということ

で、三年ないし五年の後にはこれがなくなるとい

うことでございます。協会は、三十年に及ぶ活動

の中で貴重なデータ、織維対策推進のノウハウ、

人的つながりなど膨大な成果を蓄積しているわけ

ですが、これが事業団に移管されますと織維業界

の大に経営革新支援法についてお伺いをしたい

と思うんです。この支援法は、業種指定がなかつ

たり対象事業者を限定していないということは一

歩前進だと考えるわけですね。余り高い目標が要求されますと、全産業にわたって中小零細

の業者が事実上は支援法の対象から除外されるの

じゃないかという懸念を持ってるわけです。

○西山登紀子君 これは、この国内規則に従い、適切な対応を図つてま

る所存でございます。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ちりめんなんとい

ういう申請が一度出たのに発動しなかったとい

う例を私は資料をいただきました。平成七年二月

二十三日に業界から織維セーフガードの措置発動

の要請が出ているんですけど、これは出さない

ことと言つてやめてしまったわけですが、そのやめ

た結論を出した経過を見せていただきますと、非

常におかしなことなんです。前年度比で下がつて

いるからもういいんだみたいなことを言つてい

ります。

○西山登紀子君 それで丹後ち

ども、先ほど来私が述べましたような深刻な状況にある産地にとって五年というのは余りにも短いと思うんです。五年間で打ち切られるということ非常に不安を持ついらっしゃるわけですか、この点はもつと彈力的に運用するということをお考えいただきたいと思います。

時間が迫ってまいりましたので、最後に、協会が実際今までやつてまいりましたQR事業、これがどうなるのかということが一つ。それから、各地の織維リソースセンター、これも大幅な赤字を抱えているのだけれども、この点はどうなるのかといふ大変不安がございます。それから、職員の待遇がどうなるのか。この三つの点についてまとめてお伺いいたします。

○政府委員(近藤隆彦君) QR事業は、織維産業の構造改善特に生産・流通構造の改善のために大変重要でございまして、今おっしゃいましたQRコードセンターはその中核として極めて重要な役割を引き受けているものでございます。したがいまして、これにつきましては、将来は民間事業者の利用により事業を実施するという民営化が方向としては望ましいといふうに考えておりますけれども、民営化に向けました体制整備を行いつつ、当分の間、中小企業総合事業団に移管しまして、引き続き事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、織維リソースセンターの件でございまますけれども、これも織維の組合におきまして、さまざまな産地におきまして、構造改善事業をするための支援のセンターとしまして、情報提供とか人材の育成等いろいろな意味で仕事をしておりますところでございます。

これを経営面から見ますと、おっしゃいましたとおり、累積ではかなり赤字の点もございますけれども、事業の性格が非常に公益的でもあるといった面がありますので、そういう意味では、これからも国庫補助金によります支援等を通じましてセントーの活動が行われますように、通産省としましても応援をしてまいりたいといふうに考

えております。

三番目の職員の点でございますけれども、現在のところ、織維事業協会の職員に関しては、定年退職者を除きまして、希望者全員が中小企業

総合事業団に移ることができるよう万全を期してまいりたいと思っておりまして、こういう意味で職員の不安がないように心を用いてまいりたいと思つております。

○西山登紀子君 終わります。

○梶原敬義君 通産大臣は、早朝に帰国されて、引き続いて委員会、御苦労さまです。

厳しい情勢下で、特に中小企業を取り巻く状況の中で、通産省・中小企業庁が銃意願張つておられることにつきまして、心から敬意を表します。

ただ、中小企業対策を考える場合に、何が一体本当の中小企業対策になるのかという点は、赤字法人事の推移を見ますと、景気のいいときには四〇%台まで赤字法人率が下がつてくる、今のよう

なときにはもう六五%を超えていた。その法人の数の圧倒的なところは中小企業です。ですから

最大の中小企業対策というのは景気対策です。景

気がよくなれば中小企業もよくなるわけですか

がでしようか。

○梶原敬義君 全く認識が一致するのであります

が、役人サイドへ行きますとやや、法律をつくった、出した、ああやつたやつた、こういうことで

どうもそこをクローズアップして終わりがちなと

ころがあるのですから、今大臣の答弁にあります

したような趣旨でぜひ仕事をしてもらいたいとい

う希望を申し上げたいと思っております。

それで、中小企業革新支援法というものは、

大変名前がいいわけで、期待をしておるんですけど

が、中小企業近代化促進法と新分野進出法、この二つを発展的に解消して、そしてこの経営革新支援法になつていくんのですが、私も中小企業近代化促進法に基づいてやられている事業を幾つか知つておりますし、その中でうまくいくついているのとう

ございまして、個別の中小企業に対する経営支援

の中には例えば金融もございましょうし、また技術支援もございましょうし、また新規の開業支援

もございましょうし、また他の中小企業といろいろ協力関係を成立させるための支援もありましょ

うし、いろいろなものもございます。

しかしながら、根本的には二つのことが私は大

事だと思っております。

一つは、日本経済全体、いわばマクロ経済と

政府委員(鷲田勝彦君) なかなか難しい御質問であるわけですが、三十八年に法律ができましてから、指定業種では百八十七の業種、特定業種では七十七の業種を指定してございます。現在でも約三十八万社の中小企業が参画されて近代化促進法

状況をつくるためには、日本経済そのものが成長路線に乗るということが必要であると思います。

しかし、それだけではまだ足りないわけでございまして、中小企業自体の体质を強化するといふことも一方では大事でございますし、いわば技術を含めたイノベーションにも中小企業は取り組んでいく。そういう中小企業側の努力も必要でござります。

この点については、競争力を回復すると申しますか、企業としての健全性を構築していくと申しますか、そういう両面が私は中小企業対策としては必要なんだろう、そのように考えております。

申しますか、企業としての健全性を構築していくと申しますか、そういう両面が私は中小企業対策としては必要なんだろう、そのように考えております。

の活用を図らでいるということをございます。

これだけ業種が多いものですから、一概に特定の業種だけこの場で取り上げて、特に悪かった方を申し上げるのは差し控えたいと思いますけれども、例えは生コンクリート製造業、あるいは一般印刷業、これも先生もよく御承知のように、近畿

地方であります。そこで一方では大事でございますが、そういう中小企業側の努力も必要でござります。

申しますか、企業としての健全性を構築していくと申しますか、そういう両面が私は中小企業対策としては必要なんだろう、そのように考えております。

屋が組んで三和酒類と、それで社長もくるくるかわりながらやっているんですが、下町のナボレオソという名前をつけまして、そして麦しょうちゅううブームにずっと乗つていて、今優良な企業に成長しているんです。こういう場合は非常にうまいといつているんです。

ところが、印刷部門を集約して軽印刷というものを一つつくったと、これは途中からもうばらばらなんですね。最初は重役がいっぱいおりましたが、あの手この手やって、結局なかなか結果は厳しい状況なんです。

たから、本當にうまくしてゐる所とかしてて
いない例と云ふのは幾つかそういうように見てき
ておりますけれども、影の部分、暗い部分といふ
のを、なぜだつたのかとやつぱりよくそこ反省す
して、それで新しい今度の法律に生かすように希
望いたします。

それから、中小企業新分野進出円滑化法につきまして、特にプラザ合意を受けて、あの円高の後に法律の改正がありました。私も当時、法案審議のときにはたしか意見も言つたと思うんです。最近の融資の状況というんですか、今、いただいた資料のグラフで見ますと、非常に下がつておるんです。これはトータルで三千七百件が対象になります。これは知事が承認をするというような形になつております。それで数字をいただきました。

最近これがずっと落ちてきた原因といいますか、下がっている、行き詰まっているという状況は一体何かということをお尋ねしたいんです。

○政府委員(鶴田勝彦君) 新分野進出法は、委員七件になつてござります。

幾つか具体例がございますが、例えば眼鏡事業なんかでは、形状記憶合金を利用した眼鏡フレームが開発されまして世界市場に展開している例とか、成功している例が幾つかございます。

ただ、融資額につきましては、今先生御指摘の
ように、平成六年度、中小企業金融公庫で二百五
十四億の融資がございまして、平成九年度には九

○政府委員(鴨田勝彦君) まいとくに恐縮であります。

と、五三%の方が税制を利用しておられます。利用された方のうちの七一%の方から満足というアンケート結果を得ております。

と、五三%の方が税制を利用しておりまして、利用された方のうちの七一%の方から満足というアンケート結果を得ております。

十九億と金額が落ちてきているわけでござります。原因といたしましては、当然のことながら昨今の経済全体の景気の低迷あるいは中小企業自身の設備投資額も約二割ぐらい落ち込んでいく点もござりますので、こういった新分野進出に臨む中小企業者の土壤といいますか、環境は大変厳しいものがある点も否めないと私は思います。

経営革新法では、新分野進出法と同じような考

え方を取り入れながら、例えば製造業関連四業種に限っておりましたので、経済のサービス化、ソフト化も踏まえて全業種に広げるとか、従来の新分野進出等円滑化法の考え方をより広げて、中企業者にとって幅広く使えるような制度に工夫をいたしております。

○梶原敬義君　当時の議論をちょっとと思い出しますと、情報化、半導体、ソフトウェア業とか、これからそういう分野が相当開けてくると。そういうもののへの転換が相當出てくるのかな、こう思つたんですが、いただいた資料によりますと、ソフトウェア業あるいは情報処理サービス業というの

○政府委員(舩田勝彦君) 先生御指摘のように、特定業種といたしましては、製造業以外に、ソフトウエア業、それから情報処理サービス業というものを四業種の中の一つとして加えてございます。これは、こういう業種に属される中小企業の方々が具体的に生産額の減少要件を満たされるとか、その分野で成り立たなくなつて新しい分野を志向される場合に、個々の中小企業者の方のそういう志向の結果として実績が出てくるのですか、なら、ただいま定性的にこの両業種についてなぜ進

○政府委員(鶴田勝彦君) まことに恐縮であります。
手元にちょっと数字が出てきておりまして、やはり數的には多くない傾向にございますが、一つには、ソフトウエア業あるいは情報処理サービス業につきまして、その業自身として一般的に業況が他業種に比べて悪くなかったということではないかと思料しております。
○梶原敬義君 恐らくこれからどんどんまた伸びてくるんだろうと思いますが、研究をしていただきたく思います。
何か本法律施行後の状況についてアンケートをとられたと。先ほどもちょっと答弁を聞いておりましたが、そのアンケートの中で、融資効果が大きかった、またはあった、このように答えていたりきかただ、またはあった、このように答えていたる人の数とかいうものが出ておるんです。その人は全体の何%か。あるいは税制効果が大、または税制効果があつたと回答したのは全体の何%ぐらいいだったのか。どうも集計を見ますとちょっとわからぬのですから、小さいことでござりますが、わかれれば教えてください。
○政府委員(鶴田勝彦君) 昨年の一月に実施いたしましたアンケート調査によりますと、新分野進出国等円滑化法の計画承認を受けた方で、税と低利融資とを分けて申し上げますと、税制措置を利用した方は五三%、約半分の方が利用されておりました。そのうちの七割、七%の方からおおむね満足です。また他方、低利融資制度につきましては、これを利用者が高くて七二%の方が利用されておりまして、うち七三%の方からおおむね満足という回答をいただいております。大きづばに申し上げますと、利用者から見て効果的な制度であったと認識しております。

○梶原敬義君　また、それはどうせ必要なことで
すから、わかつたら後で教えていただきたいと思
います。

○提原敬義君 この新分野進出等円滑化法も、恐らく途中でつぶれたりうまくお金を返せなかつた、利用された方のうちの七一%の方から満足といふアンケート結果を得ております。

○政府委員(鶴田勝彦君) 今、委員御指摘のような、融資を受けたり税制を活用して結果的にうまくいかなかつた例というのは統計的に把握しておられませんで、恐縮ですが差し控えさせていただきます。

○梶原敬義君 また、それはどうせ必要なことですから、わかつたら後で教えていただきたいと思ひます。

私は、この法案を読んでみながら、どうもわかりにくいんです。どこがなぜわりにくいのかといふのは、通産大臣が経営革新の指針をつくるその指針はどういうことか。これは確かに何かわかりそうでわからないんだけれども、これは第三条で、一つは「経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新に関する事項」、それから二つ目に「経営革新の内容に関する事項」、三番目に「経営革新の実施方法に関する事項」と、こうなつてゐるんです。私が長いこと見ていますと、大体こういう指針であらまし提起して法案をつくって、そしてあとは通産省でやりましょうと、大蔵省と通産省から出す法案は非常にこういうようになります。この指針の中身についてもう少し私どもが具体的な案みたいなものを見ながら議論をしないで、でき上がりがつたのがどういうよなことになるのかというものは非常にわかりにくいです。大蔵省から出てくる法案と通産省から出てくる法案は大体こういうようになりやすくで、あとは任せくださいと、非常に立法府に対しては不親切な法案が多いんです。

この指針について、これは一体いつごろできて、我々がああこれかと理解するような内容にならぬのか、そのところをちょっと。

○政府委員(鶴田勝彦君) 法律の構成について御指摘を受けましたが、具体的には、指針につきましては、スケジュール的に今年の七月一日に本法の施行をしたいということで準備をさせていただくなつております。

指針の大きな意味合いは、法律ということで法制局とも相談しながら項目を整理させていただきおるわけですが、中小企業者にとって経営革新というものがどういった意味合いを持つものであるか、そういうものをわかりやすく書き上げるといふことが一つでありますし、あるいは自治体がこういった計画を承認する場合の基準になる、物差しになる、そういう内容のものにしなければいけないということで、先ほど先生が言われたよ

うな経営革新に関する事項とか内容に関する事項とか実施方法に関する事項といふことが書いてござります。

今申し上げた趣旨で指針をつくりさせていただくということが前提になつておりますので、実を言いますと、経営革新の例えれば目標とか経営の向上の程度を示す指標、計画の中身に入つてまいりますけれども、これらについては専門家をこれから交えましてドラフトをつくっていただきまして、またそれを審議会にお諮りして指針として組み上げるということで考えております。現時点では文

章化されたものを私ども手元に持っておりますが、法律の表現とは別に、指針の段階では中小企業者が見てもわかるような、それをもとに計画申請がでできるような、できるだけそういうた中身にいたいと思って今努力をしております。

○鶴田勝彦君 もう少し時間がありますから続けます。私はそういう表現がいいのかどうなのかわかりませんが、経営革新という場合に欠かせないのは、特に中小企業の場合経営者個人の力です。私もよくいろんな人とお話ししておりますが、私はそういう表現がいいのかどうなのか、この経営者が行つたら大概つかれかかったところをみんな立て直す、そういうような人がやっぱりいるんです。松下幸之助さんもそうだったで

から、皆さんが対策を打つ場合に、おれが経営者であった場合はどうするか、うまくやるかと。やっぱりそういう立場で法律をつくり、あるいは指導をしないと、机の上で皆さんの話を聞いてそしてやっていくんじやなくて、長官も民間へ行って経営者になつたときに、非常に厳しい荒波の中で経営を立て直していく、あるいは維持していくというようなそういう力が要るわけです。だから、その部分に相当ウエートをかけないと、金融あるいは税制や、あるいは何か情報を提供するだけで物がいかかといふといかないです。やっぱり人なんですね。

特に中小企業の場合はそういう経営感覚というか、努力をする、根性のあるそういう人というのをやつぱり大事でありまして、その部分をどのように反映していくかということを真剣に考えてもらいたい。そのことを私の気持ちと意見として申し上げまして、時間が来ましたようでありますから、終わりたいと思います。

○渡辺秀央君 どうも御苦労さまでございます。

○中小企業総合事業団法を初め、中小企業庁がこれまで非常に厳しい経済状況の中で日本の中小企業をどう育成、あるいはまた技術的にもいろんな角度から協力をして発展させていくか、そのためにはもちろん行革の問題もこれあります。が、この中小企業政策を基本的に精査してみると、いう作業を、私が昨年ここで指摘を申し上げたことがあります。そのこととの作業に入つておられるということを先日もお聞きして非常に喜んでおりましたし、期待をいたしております。

日本の経済発展は、もちろん産業政策あるいは安定した政策の中における長期的計画の中に、おいての産業・財政政策の絡み合いで極めて順調に発展してきたわけであります。しかし、こういう新しい時代になって、やはり今までのようないままで終わつてしましましたが、それはそれの通商問題の中でも織維問題を若干取り上げました。時間がなかつたので大臣からも適切な答弁を得ないまま終わつてしましましたが、それはそれで、きょうはなるべく同僚議員と重複しないところで、私の地元の問題も若干これありで、この織維産業構造改善事業協会の事業団への統合に絡んで若干私が危惧していることやあるいはまたこの機会に大臣からお聞きしたいこともあわせ

厳しくなっていると思うんです。

川上から川下といって政策をやつたこともありました。しかし、この辺でそういったところも、今までのこととこれからの方針を十分よく見きわめられて、このあまたある中小企業に関する法律をぜひひとつよく精査をして、「二十一世紀に向かっての過ちのない中小企業政策の方向性」というものを見出していく努力をしていただければあります。

がたい。また、我々もそのためには政治家として、それがそれぞれの地元の中小企業、小規模事業者等の実情をよく見ながら、そういう政府の考

えていることと合わせをしながら過ちのないようにしていかなければならぬ。私は非常に難しい時期に入つてゐると思います。

しかし、今回のこの中小企業総合事業団法によって、またここで一つのまとまりができるということは大変結構なことだと思います。特に中小企業信用保険公庫あるいは中小企業事業団を軸と

して織維産業構造改善事業協会が一本になるといふこと、それによる資本の率も高まつていわゆる対策が講じやすいという機構をつくるということに対しては、まずもつて基本的に賛成の意を表明しておきたい。それだけに、この事業団法が成立の後の、今ほどの同僚議員のお話のように、ぜひきめの細かな、効果あらしめるような諸施策を講じていただくように、あるいはまた指導をしていただくようお願いを申し上げておきたいと思うんです。

私は、先日も一般質問のときに大臣に日米関係の通商問題の中でも織維問題を若干取り上げました。時間がなかつたので大臣からも適切な答弁を

得ないまま終わつてしましましたが、それはそれ

の通商問題の中でも織維問題を若干取り上げました。時間がなかつたので大臣からも適切な答弁を

得ないまま終わつてしましましたが、それはそれ

の通商問題の中でも織維問題を若干取り上げました。時間がなかつたので大臣からも適切な答弁を

得ないまま終わつてしましましたが、それはそれ

の通商問題の中でも織維問題を若干取り上げました。時間がなかつたので大臣からも適切な答弁を

得ないまま終わつてしましましたが、それはそれ

の通商問題の中でも織維問題を若干取り上げました。時間がなかつたので大臣からも適切な答弁を

得ないまま終わつてしましましたが、それはそれ

の通商問題の中でも織維問題を若干取り上げました。時間がなかつたので大臣からも適切な答弁を

得ないまま終わつてしましましたが、それはそれ

の通商問題の中でも織維問題を若干取り上げました。時間がなかつたので大臣からも適切な答弁を

得ないまま終わつてしましましたが、それはそれ

まず、時間をとつてしましますので少し整理を

いたしまいましたが、私は、織維政策に対しても一体どういうふうに大臣は評価しておられるかということをちょっと聞きたいんです。

平成十年六月に織維産業審議会が取りまとめた中間報告によれば、織維産業に対する政策評価として、織維産業に対する助成制度

は、平成六年度以降の四年間で全織維事業者の約1%に利用されており、それなりの実績ではある

と思いますけれども、織維産業全体の産業構造改革のための手法としては波及効果が限定的である

と思います。けれども、織維産業審議会が取りまとめた中間報告によれば、織維産業審議会が取りまとめた中間報告によれば、織維産業に対する政策評価として、織維産業に対する助成制度

は、平成六年度以降の四年間で全織維事業者の約1%に利用されており、それなりの実績ではある

と思います。けれども、織維産業全体の産業構造改

革のための手法としては波及効果が限定的である

と思います。けれども、織維産業全体の産業構造改

革のための手法としては波及効果が限定的である

と思います。けれども、織維産業全体の産業構造改

革のための手法としては波及効果が限定的である

と思います。けれども、織維産業全体の産業構造改

革のための手法としては波及効果が限定的である

と思います。けれども、織維産業全体の産業構造改

革のための手法としては波及効果が限定的である

と思います。けれども、織維産業全体の産業構造改

革のための手法としては波及効果が限定的である

と思います。けれども、織維産業全体の産業構造改

方々に御参加をいただき、そしてまた政府側からも小沢首相が議長をやられて開催も参加をするわけでございます。文字どおり、競争力会議といふのは日本の経済の競争力を回復するためやるわけでございまして、その中の一つの大重要な項目というものはやはり設備投資を促すということでございます。

ただ、設備投資を促す前に、まず設備廃棄をいたします。そして生産性の高い設備を導入するということをある一定の時間をかけてやっていくわけでございます。ただ、かけ声だけではそういうことは起こりませんので、幾つかの例えれば政策手段があるんだろうと思います。段がいるは、この国会でお願いをしております法人税の減税、これは企業の期待収益率を上げますから、それ自体は設備投資を促す一つの要因でございます。しかし、設備投資をしたときの税制、例えば加速償却を認めるとかそういうこともございまして、安い資金のお金を設備投資に関してどうやって供給できるのかという問題もございます。

金融、税制、あわせましてそういうことをやらなければなりません。一方では、設備を除却した場合の除却損に対する税の考え方、あるいは除却をしたときの金融のあり方、そういう万般のことを政策として考えていただけるだらうと思っておりますので、通産省としてはこの競争力会議において率直な提言をしてまいりたいと思っております。

ましてや、先生まさに御指摘のとおり、日本の企業はもちろん投資もしておりますが、むしろ最近設備投資をしました東南アジア等が持つておられます設備の方がはるかに新しくて生産性が高いといふようなことも報告されておりますので、二十世紀の日本の経済が本当に競争力を回復できるかどうかということが、二十一世紀の日本の社会を豊かにできるかどうかということの境目であるという認識で私はこの競争力会議に臨みたいために思つております。

○渡辺秀央君 時間が参りましたようですが、せ

ひこの不況、金融の関係は大体一つの基盤ができる上りました。あとはまさにこういう時期こそ通常省の出番なんです。

そういう意味では、今大臣が言われましたように、この会議において、総理の顔色や大蔵大臣の顔色や役所の顔色を見ないで、どうぞ与謝野通産大臣の本当に思い切った提言をしていただき、それが何とか競争力会議なんかも偉そうな人ばかり名前を並べているけれども、どうもそこが今までの自民党の悪い癖であって、本当に町の中の中小企業のあした手形が落ちるかどうかわからぬと七軒八倒している人を委員に選んで生の声を聞かなかっただけませんよ。あるいはまた、産地を代表する委員を選ぶとかそういうことを、本当に今までと同じパターンでは私はなかなか国民の理解と協力は得られない。ぜひ与謝野大臣の極めて見いただくことを期待しながら、質問を終わりたいと思います。

○木野誠一君 最後の質問者になりますと、大部分の問題はもう既に出尽くしております、伺うボイントが大変限られてくるのですが、ともかく一部重複する質問については、多少違う視点から補強的に伺うということで御容赦を願いたいと思います。

まず、今回出でおります二法のうち、中小企業総合事業団法に対する問題といふことについては、特殊法人の統廃合を積極的に進めるべきだとは、特殊法人の統廃合を積極的に進めるべきだといます。

ただ、足し算だけの発想ではなくて、こういった見点から、私は大いにこれは歓迎をしたい。たゞ、足し算だけの発想ではない、こういった統合が掛け算の効果を上げるような統合にしていいただくということ、これは非常に重要なポイントだと思いますし、ましていろいろ同僚議員から言わわれている、二十一世紀において日本の中小企業といふ、まずこれをお願いしておきたいと思います。

そこで、きょうは中小企業経営革新支援法案に

ついて幾つかお尋ねをしたいわけであります。

まず、この承認の問題、この承認を与えるのは行政庁だということになつております。これは知事または所管大臣ということになりますが、政令に従つて地方支分部局に権限委任でないとされあります。経営革新指針に書き込まれる事項とい

いと考えております。

また、もう一つのポイントでございます事業の新規性でございますが、これにつきましては、從来からも政府系金融機関、例えば中小企業金融公庫とか国民金融公庫で新規事業育成のための特別貸付制度とか、いろいろ運営をしてノウハウがござります。こういった政府関係機関の持つておる

が、これをどのようにブレークダウンしていくのが、余り細かい基準で縛つても逆に機能しにくいことが必要になるのではないかと思うであります。

実は、中小企業近代化審議会の議事録、これを拝

見しますと、個々の経営革新的な経営計画を行政

庁の役人が書面で判断できるであろうかという疑問が指摘されております。

企業などから提出されますプランについて実際

にだれが自身を分析評価するのか、そこには事業

内容についての適切かつ公平な判断ができる人材

なり組みが本当に存在するのか、この点に私は

今この疑問が尽きるのではないかと思うのであります。

こういう問題意識の中で、従来の承認システムとの違いといふことにボイントを置いて、簡潔にお答えいただければと思います。

○政府委員(鴨田勝彦君) 今、委員の御指摘にございましたように、経営革新計画につきましては、国あるいは地方自治体、相手の中小企業者の状態によって振り分けてこの承認行為を行わなければなりません。特に、地方自治体がこの経営革新計画の承認を行うに当たりましては、事業の新規

計画の承認を行つて、事業の新規

性あるいは経営の相当程度の向上といふ点について、ある意味では難しい審査をせざるを得ないことになつてくるわけでございます。したがいまして、法律三条にございます経営革新指針の中ではできるだけ具体的に定量的に、特にこの経営の相手金支給というものが実際に存在をしているわけあります。経営革新計画の承認を受けた企業などに対する支援措置のメーンは低利子融資制度などにならうと思いますが、また補助金についての予算もさほど大きくない。これは直接の支援が十八億、それから中小企業総合事業団を通じてが三十億ということになりますから、さほどの額ではないですが、補助金という性質上、それからまた逆に、その規模が小さければ小さいほど、より

実質的、実際的あるいは効果的な投資判断が要求されてくると思うわけです。そこで伺いたいのは、その補助金対象について、特に他の中小企業のモデルとなり得るような模範的なもの、こう説明されていますが、これは具体的にはどんなイメージで考えたらいいのか。創業間もない企業で成長性のある事業を行う中小企業者という説明もあるわけですが、これも具体的にはどういう企業をイメージされているのか、伺えればと思います。

○政府委員(鶴田勝彦君) まず最初に、パブリックコメントの件ですが、補助金制度について事業者の負担もある程度加味すべきであるという点につきましては、本法の対象になつております補助金十八億についても、それぞれ、二分の一、三分の一の事業者負担制度というのを入れてござります。

もう一点の、他の中小企業者のモデルになるよう、模範となるようなそいつた案件について補助金を交付するということでございますが、これ自身については、今現在具体的にケースが出てきているわけでございませんので、出てきた申請案件に応じて判断をしていくことになろうかと思います。

一つございますのは、新規性という判断からしますと、本邦初演ということは全く必要はないと思つております。ただ、ある程度業界の中でもうボビュラーになつてしまつて、いるような、そういった新規性についてはやはり対象にすべきではないと考えておりまして、定性的にはなります。が、今後同業種の方々がそれをフォローされるのにふさわしいような、そういったモデルになり得るケースについてケース・バイ・ケースで判断をしていきたいと思います。

○水野誠一君 先ほど煙委員からも同様の質問があつたんですが、承認された計画の成果に対する評価の問題、これをもう少し補強的に伺いたいと思います。

経営革新計画が承認されて支援施策が講じられ

た企業などについて、その後の計画の実施状況や経営状態に対する追跡調査がどの程度なされるのか、またその調査結果はどう生かされるのか、こういう点について簡潔にお答えをいただきたいと存ります。

○政府委員(鶴田勝彦君) 御指摘のように、法律の十五条に「調査、指導及び助言」という規定がございまして、承認権限を有する「行政庁は」、「その運営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。」ということです、ある意味で自治体を含めて義務づけがなされております。

これについては、具体的になされますのは、経営革新計画が例えば五年間程度のものであるとすれば、二年ないし三年後に実施されることになるわけですが、二年ないし三年後に実施されることになるわけではございまして、具体的な制度の仕組みについては今後詰めてまいりたいと思います。この承認件数というものを前提に考えますと、ある程

度、できるだけ悉皆でフォローアップができるようなそういう仕組みにしておられますので、それとの関係で、例えば付加価値が一〇%伸びましたという数字を達成しておればこの中小企業者としてどういった対応を図られたらいいか、そういった指導につきましても専門家によるアドバイス制度などについて整備をしていきたいと考えております。

○水野誠一君 今のお答えでも、追跡調査の重要性と、それから専門家のアドバイスを通じて施策の充実を図つていく、こういう趣旨のお答えだったと思うんです。私は、この条文を見て一つ問題

断士の方、あるいは専門家の方を活用するという道があり得ることだと考えております。

○水野誠一君 もう少し伺いたいんですが、時間もなくなつてしまひましたので、次に中小企業対策における政策評価についてお尋ねしたいと思います。

ただしこの点はいかがですか。事後の調査を行うのは、企業などをから提出された経営革新計画を初めて承認したのと同じ行政庁であるというふうに読めるんです。

○政府委員(鶴田勝彦君) 十五条の調査といふことを前提で考えますと、先生の御指摘のように経営革新計画を承認した行政庁がフォローアップを行なうということにならうかと思います。

○水野誠一君 もしかどうだしますと、承認を

けですし、その調査結果の積み上げを踏まえて施策全体の改善を加えようとするとの意味が薄れるんじゃないだろうか、こういった指摘についてはどういうふうにお答えになるか。

○政府委員(鶴田勝彦君) 私ども実際にこの条項を動かす場合には、例えば国で承認した案件あるいは都道府県で承認した案件それぞれについて、承認をした時点での報告もいただきますし、中間の報告もいただくことになります。

経営革新計画の場合には、ある程度客観性を持つた指標といいますか、目標・ターゲットというのを書いていただくことにしておりますので、それとの関係で、例えば付加価値が一〇%伸びましたという数字を達成しておればこの中小企業者としてどういった対応を図られたらいいか、そういった指導につきましても専門家によるアドバイス制度などについて整備をしていきたいと考えております。

○水野誠一君 もしかどうだしますと、承認を

見てまいりますと、米国では政策の効果を評価し、その評価を予算編成にフィードバックして効率的、効果的な運営を行うための努力が今までかなり積み重ねられてきております。現在では、九三十年に成立したG P R A、これはガバメント・パフォーマンス・アンド・リザルト・アクトという法律だそうですが、この制度によって全連邦行政機関を対象に達成されるべき業績目標を客観的かつ定量的かつ測定可能な形式で定めた計画の立案並びに報告の提出が義務づけられている、こうしたことのようになります。

ただ、このG P R Aというのも万全ではございませんし、また日本のさまざまな環境の違いといたことを差し引いて見なければいけないと思いますが、政府活動全般についてそのコストや成果を国民に明確に示そうという姿勢、これは我々は学ばなければいけないのではないかと思うわけです。

ただし、中小企業政策はその成果を定量的に把握することが特に難しい分野かも知れない、そういう気もいたします。しかし、例えば今回の法律に基づく施策の将来の点検や見直しに当たって、社会経済情勢の変化の中でも妥当性があるのか、あるいは目標の達成にどれだけ貢献しているのかなど、効率性、有効性の観点から客観的に分析、総合評価して次なる施策に反映させることは非常に重要なことだと思います。

そういう観点から、中小企業厅としての政策評価に関する取り組み、これはアメリカでのG P R Aというような制度もあるわけですが、その辺も踏まえてぜひお答えをいただければと思います。

評価をどうやって行うのか、その意気込みということで御質問をいただいているわけでございます。

本法案、経営革新法案の立案過程でも、実を言いますと、昨年の春以来各種のアンケート等を行いましたし、実績の評価もやりまして、その結果、業種ぐるみの制度では現下の経営課題に対応できないということで今回の法案を立案させていたいわけあります。

より一般論で申し上げまして、中小企業政策についての評価体制いかんということでございますが、これは残念ながら、現在、具体的に定期的に定めたG.P.R.A.的なレビューというのは毎年ベースではやつてございません。ただ、今回いろんな施策の見直しをやる過程におきまして、本法案もそうですが、その施策の中間段階、あるいは実際にある程度効果をまとめて評価できる段階にはきちっとした評価を行い、それをできるだけ経済指標化し公表して、かつ世の中の評価を受けるというような仕組みの必要性を痛感しておりますので、今後見直しをやる過程におきまして、本法案もそうですが、その施策の中間段階、あるいは実際にある程度効果をまとめて評価できる段階にはきちっとした評価を行い、それをできるだけ経済指標化し公表して、かつ世の中の評価を受けるというよ

うふうに思います。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべきではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべきではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべき

ではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべき

ではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべき

ではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべき

ではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべき

ではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべき

ではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべき

ではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべき

ではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべき

ではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべき

ではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべき

ではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべき

ではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

かといふことは大変重要な意味を持つと思いま

ります。

ただ、苦しいところに金を出すという単純な発

想からばこの議論に対する回答というのはなかなか

想い出でこない、またそういう単純な発想はすべき

ではない。

経済活動のグローバル化が進む中で真

の競争力強化を目指さなければならぬ、まさに

その構造改革をしなければならない中小企業に

わけでございます。

せん。

反対理由の第二は、織維対策の一般施策への解

消は、中小織維事業者への対策を弱めることにな

るからです。今、織維産地や中小織維業者は、戦

争の手としての役割がますます高まっていると

私は考えております。このため、消費者ニーズの

変化、企業間関係の変化等、中小企業を取り巻く

環境変化を踏まえまして、多様で活力ある中小企

業の育成、発展を図ることが必要だと、このよう

に考えているわけでございます。

そこで、まず第一に、本法案が、中小企業事業団

と中小企業信用保証公庫を統合とともに、織維産

業構造改善事業協会を解散し、その業務を暫定的

に移管するという三重の統廃合であるという問題

です。これは、政府の行政改革プログラムに基づく

特殊法人の整理合理化、また昨年成立した中央

省庁等改革基本法で示された経済産業省の編成方

針である個別産業の振興政策から撤退、縮小を具

体化したものであり、事実上、個別の織維政策の

打ち切り、中小企業政策の後退と言わざるを得ま

す。

○委員長(須藤良太郎君) 私は、ただいま可決されました。

企業経営革新支援法案に対し、自由民主党、民主

党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党

案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

○

中小企業経営革新支援法案に対する附帯
決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 経営革新指針における「新たな事業活動及び経営の相当程度の向上を図る」とする経営

革新の内容の策定に当たっては、幅広い中小企業が経営革新計画に基づく支援が受けられるよう配慮すること。

二 経営基盤強化計画の特定業種の指定及び計画の承認については、経済的環境の著しい変化による影響を受けた対象中小企業者の経営実態に即応できるよう迅速かつ適切に対応すること。

三 計画承認申請の事務手続は、利用者の利便性を考慮して、それに必要な書類、様式等において簡素化に努めること。

また、中小企業者等が計画に基づく各種支援策を十分に活用できるよう、周知徹底を図るとともに、今後とも施策の充実に努めるこ

四 中小企業における信用保証の重要性にかんがみ、信用保証制度のより一層の充実に努めること。特に、中小企業金融安定化特別保証制度においては、保証枠の動向に即した時宜にかなった適切な対応措置をとること。

また、金融機関による不当な旧債償替等が行わぬよう引き続き監視し、こうした事態が発生した際には厳正に対処すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(須藤良太郎君) ただいま篠瀬君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(須藤良太郎君) 全会一致と認めます。

○

よつて、篠瀬君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、中小企業総合事業団法案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(須藤良太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(須藤良太郎君) 多数と認めます。よつて、これを許します。梶原敬義君。

○梶原敬義君 私は、ただいま可決されました中

小企業総合事業団法案に対し、自由民主党、民主

党・新進党、公明党、社会民主党・護憲連合、

自民党及び参議院の会の各派共同提案による附帯

決議案を提出いたしました。

梶原敬義君から発言を求められておりますので、これを許します。梶原敬義君。

出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(須藤良太郎君) 多数と認めます。よつて、梶原君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの両附帯決議に対し、与謝野通商産業

大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。与謝野通商産業大臣。

○国務大臣(与謝野馨君) ただいま御決議のあり

ました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、両法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○国務大臣(与謝野馨君) ただいま御決議のあり

ました附帯決議につきましては、これを委員長に御一任

され、両法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(須藤良太郎君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(須藤良太郎君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(須藤良太郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたしました。

○委員長(須藤良太郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたしました。

○委員長(須藤良太郎君) 特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(須藤良太郎君) 特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

○国務大臣(与謝野馨君) 特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

○委員長(須藤良太郎君) 特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

い保護、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書の実施、特許料の引き下げ等を図るために所要の改正を行うものであります。

なお、本件につきましては、昨年十二月に工業所有権審議会より特許法等の改正に関する答申が出されており、本法律案はこの答申を踏まえた内容となっております。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、特許権の早期取得を図るため、審査請求期間を現行の七年から三年に短縮することであります。

第二は、特許権等の侵害に対する救済措置を拡充することであります。具体的には、文書提出命令等の拡充による侵害の立証の容易化、鑑定の手続の整備による損害の計算の容易化や、裁判所の

認定による実質的な規模の賠償額の実現を図ることであります。

第三は、商標の国際的保護を図るため、マドリッド協定の議定書を実施するための手続を整備することであります。具体的には、我が国の商標登録に係づく我が国での保護を求める商標登録出願に係る手続を新たに設けることであります。

第四は、出願人や権利者の負担の軽減を図るため、特許料、審査請求料を引き下げるとしてあります。具体的には、基本発明重視の觀点に立脚した特許料等の引き下げを図ること、及び特許料の納付を猶予し、または減免する特例措置の対象に費用に乏しい法人を加えることであります。

第五は、その他権利の迅速かつ十分な保護、工業所有権制度の国際的調和等を図るために必要な事項について、所要の改正を行ふものであります。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

第六は、その他の特許法等の改正に関する事項について、所要の改正を行ふものであります。

第七は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第八は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第九は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第十は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第十一は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第十二は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第十三は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第十四は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第十五は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第十六は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第十七は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第十八は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第十九は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第二十は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第二十一は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第二十二は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第二十三は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第二十四は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第二十五は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第二十六は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第二十七は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第二十八は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第二十九は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第三十は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第三十一は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第三十二は、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

第七十一条に次の二項を加える。

4 前項において読み替えて準用する第百三十
五条の規定による決定に対しても、不服を申
し立てることができない。

第七十一条の次に次の二項を加える。
第七十二条 特許庁長官は、裁判所から特
許発明の技術的範囲について鑑定の嘱託があ
つたときは、三名の審判官を指定して、その
鑑定をさせなければならない。

2 第百三十六条第一項及び第二項、第一百三十
七条第二項並びに第一百三十八条の規定は、前
項の鑑定の嘱託に準用する。
第一百四条の次に次の二項を加える。
(具体的な態様の明示義務)

第一百四条の二 特許権又は専用実施権の侵害に
係る訴訟において、特許権者又は専用実施権
者が侵害の行為を組成したものとして主張す
る物件又は方法の具体的な態様を否認するとき
は、相手方は、自己の行為の具体的な態様を明
らかにしなければならない。ただし、相手方
において明らかにすることができない相当の
理由があるときは、この限りでない。

第一百五条の見出しを「(書類の提出等)」に改
め、同条中「申立て」を「申立て」に改め、「対し」
の下に「当該侵害行為について立証するため、
又は」を加え、同条に次の二項を加える。
2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な
理由があるかどうかの判断をするため必要が
あると認めるときは、書類の所持者にその提
示をさせることができる。この場合において
は、何人も、その提示された書類の開示を求
めることができない。

3 前二項の規定は、特許権又は専用実施権の
侵害に係る訴訟における当該侵害行為につい
て立証するため必要な検証の目的の提示につ
いて準用する。
五百五条の次に次の二項を加える。
(損害計算のための鑑定)

第五百五条の二 特許権又は専用実施権の侵害に

係る訴訟において、当事者の申立てにより、
裁判所が当該侵害の行為による損害の計算を
するため必要な事項について鑑定を命じたと
きは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定を
するため必要な事項について説明しなければ
ならない。

(相当な損害額の認定)

第一百五条の三 特許権又は専用実施権の侵害に
係る訴訟において、損害が生じたことが認め
られる場合において、損害額を立証するため
に必要な事実を立証することが当該事実の性
質上極めて困難であるときは、裁判所は、口
頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づ
き、相当な損害額を認定することができる。

第一百五条第一項の表中「一千四百円」を「千百円」
に、「二千五百円」を「千六百円」に、「四千二百円」
を「三千二百円」に、「八千四百円」を「六千四百
円」に改める。

第一百五条を次のように改める。
(特許料の減免又は猶予)

第一百九条 特許庁長官は、次に掲げる者であつ
て資力に乏しい者として政令で定める要件に
該当する者が、特許料を納付することが困難
であると認めるときは、政令で定めるところ
により、第一百七条第一項の規定による第一年

から第三年までの各年分の特許料を輕減し若
しくは免除し、又はその納付を猶予すること
ができる。

一 その特許発明の発明者又はその相続人
二 その特許発明が第三十五条第一項の従業
者等がした職務発明であつて、契約、勤務
規則その他の定めによりあらかじめ使用者
等に特許を受ける権利を承継させること
等が定められている場合において、その従業者
等から特許を受ける権利を承継した使用者

立事件について審判書記官を指定しなければ
ならない。

2 第百四十四条の二第三項から第五項までの
規定は、前項の審判書記官に準用する。
この場合において、第一百二十六条第四項中
「第一項ただし書第一号及び第二号の場合は」
とあるのは、「特許異議の申立てがされていない請求項につ
いての訂正であつて、第一百二十条の四第一項
ただし書第一号又は第二号の場合は」と読み
替えるものとする。

第一百三十四条第五項に後段として次のように
加える。
この場合において、第一百二十六条第四項中
「第一項ただし書第一号及び第二号の場合は」
とあるのは、「第一百二十三条规定の審判に
おいては、同項の審判の請求がされていない
請求項についての訂正であつて、第一百三十四
条第二項ただし書第一号又は第二号の場合
は」と読み替えるものとする。

第一百四十四条の二 第百四十四条の次に次の二項を加える。
(審判書記官)

第一百四十四条の二 特許庁長官は、各審判事件
(第一百六十二条の規定により審査官がその請
求を審査する審判事件にあつては、第一百六十
四条第三項の規定による報告があつたものに
限る)について審判書記官を指定しなければ
ならない。

2 審判書記官の資格は、政令で定める。

3 特許庁長官は、第一項の規定により指定し

4 審判書記官は、審判事件に関与することに故障が
あるときは、その指定を解いて他の審判書記
官を指定しなければならない。
5 第百三十九条(第六号を除く)及び第一百四
条から前条までの規定は、審判書記官に準
用する。この場合において、除外又は忌避の
申立てに係る審判書記官は、除外又は忌避に
ついての審判に関与することができない。
三百四十七条第一項中「特許庁長官が指定す
る職員は、審判長の命を受けて」を「審判書記官
は」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に
改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次
に次の二項を加える。

2 審判書記官は、前項の調書の作成又は変更
に関する審判の提起を受けた場合において、
その作成又は変更を正当でないと認める
ときは、自己の意見を書き添えることができる
る。

第一百五十条第四項中「申立て」を「申立て」に改
め、「審判官」の下に「及び審判書記官」を加え
る。

第一百五十九条第三項中「第五十一条」の下に
「及び第六十七条の三第二項」を加える。
第一百六十八条に次の二項を加える。

3 審判所は、特許権又は専用実施権の侵害に
関する訴えの提起があつたときは、その旨を
特許庁長官に通知するものとする。その訴訟
の有無を裁判所に通知するものとする。その
手続が完結したときも、また同様とする。

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受け
たときは、その特許権についての審判の請求
の有無を裁判所に通知するものとする。その
審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の
取下げがあつたときも、また同様とする。

五百八十四条の九第一項中「優先日から一年
六月を経過する以前に国際公開があつたとき
は、優先日から一年六月を経過した後」と及び
「(優先日から一年六月を経過する以前に国際公
開がされた国際特許出願については、優先日か
ら一年六月を経過した後特許権の設定の登録
前)」を削る。

五百八十四条の十第一項中「(優先日から一年
六月を経過する以前に国際公開があつたとき
は、優先日から一年六月を経過した後)及び
「(優先日から一年六月を経過する以前に国際公
開がされた国際特許出願については、優先日か
ら一年六月を経過した後特許権の設定の登録
前)」を削る。

第二十五条の次に次の二条を加える。

第三十五条の二 特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定の嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならぬ。

2 特許法第七十一条の二 第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

第四十一条中「第一百五条(書類の提出)及び第

百六条(信用回復の措置)」を「第一百四条の二から第百六条まで(具体的な態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置)」に改める。

第七十二条第二項中「査定又は審決」を「判定の書類が送達され、又は査定若しくは審決」に改める。

第七十四条第二号中「各本条」を「三千万円以下」に改める。

第七十五条中「第五十二条」を「第二十五条第三項において準用する特許法第七十一条第三項において、第五十二条」に、「特許法第一百七十四

条第三項」を「同法第一百七十四条第三項」に改め

る。

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)

の一部を次のように改正する。

日次中「第十三条」を「第十三条の二」に改め

る。

第十条に次の二条を加える。

3 第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、との商標登録出願について提出された書類又は書類であつて、新たな商標登録出願について第九条第二項又は第十三条第一項及び第二項(第十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみ

なす。

第十一条第五項中「前条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第十二条第三項中「及び」の下に「第三項並びに」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(出願公開)

第十二条の二 特許庁長官は、商標登録出願があつたときは、出願公開をしなければならない。

第十二条の二 特許庁長官は、商標登録出願が

あつたときは、出願公開をしなければならない。

2 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項については、当該事項を商標公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所

又は居所

二 商標登録出願の番号及び年月日

三 願書に記載した商標(第五条第三項に規定する場合においては標準文字により現したもの)。第十八条第三項第三号及び第二十

七条第一項において同じ。)

四 指定商品又は指定役務

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第二章中第十三条の次に次の二条を加える。

(設定の登録前の金銭的請求権等)

3 特許法第七十一条第三項及び第四項の規定

の一部を次のように改正する。

日次中「第十三条」を「第十三条の二」に改め

る。

第十条に次の二条を加える。

3 第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、との商標登録出願について提出された書類又は書類であつて、新たな商標登録出願について第九条第二項又は第十三条第一項及び第二項(第十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならない。

第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、との商標登録出願について提出された書類又は書類であつて、新たな商標登録出願について第九条第二項又は第十三条第一項及び第二項(第十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならない。

第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、との商標登録出願について提出された書類又は書類であつて、新たな商標登録出願について第九条第二項又は第十三条第一項及び第二項(第十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならない。

4 商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第四十三条の三第二項の取消

定が確定したとき、又は第四十六条の二第一項ただし書の場合を除き商標登録を無効にするべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

第五十六条第一項において準用する特許法

若しくは却下されたとき、商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第四十三条の三第二項の取消

定が確定したとき、又は第四十六条の二第一項ただし書の場合を除き商標登録を無効にするべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

第十四条第五項中「この条、第四十一条の二、五百四十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

第六十五条第三項中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

2 第五十六条第一項において準用する特許法

若しくは却下されたとき、商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第四十三条の五の二 特許庁長官は、各登録異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

(審判書記官)

第四十条第一項中「この条、第四十一条の二、五百四十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

第四十三条の五の二 特許庁長官は、各登録異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

2 第五十六条第一項において準用する特許法

若しくは却下されたとき、商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第四十三条の五の二 特許庁長官は、各登録異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

出願の放棄、取下げ若しくは却下

二 出願公開後における商標登録出願により生じた権利の承継

三 出願公開後における願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標若しくは防護標章登録を受けようとする商標についてした補正

第八十一条第三項中「事件」の下に「判定の勝本が送達され、又はを加え、「又は審決」を「若しくは審決」に改める。

第八十二条第二号中「各本条」を「一億円以下」

に改める。

第八十三条中「第四十三条の八」を「第二十八

条第三項(第六十八条第三項において準用する場合を含む。)において準用する特許法第七十一

条第三項において、第四十三条の八」に、「特許

法第七十四条第三項」を同法第一百七十四条第三項に改める。

附則第二十九条中「又は人に対し、」を「に対し

て一億円以下の罰金刑を、その人に対しても改める。

第五条 商標法の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第六十九条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第六十条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第六十一条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第六十二条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第六十三条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第六十四条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第六十五条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第六十六条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第六十七条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第六十八条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第六十九条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第七十条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第七十一条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第七十二条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第七十三条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第七十四条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第七十五条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第七十六条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第七十七条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第七十八条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第七十九条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第八十条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第八十一条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第八十二条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第八十三条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第八十四条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第八十五条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第八十六条第一項の規定による改正の適用を受ける。

第八十七条第一項の規定による改正の適用を受ける。

一 國際登録出願に係る商標の保護を求める
議定書の締約国の国名
二 國際登録出願に係る商標の保護を求める
商品又は役務並びに第六条第二項の政令で
定める商品及び役務の区分
4 國際登録出願に係る商標又は標章について
議定書第三条(3)の規定の適用を受けようとす
る者は、その旨及び付した色彩又はその組合
せを願書に記載しかつ、その色彩を付した
商標登録出願等に係る商標若しくは標章又は
登録商標若しくは登録防護標章の写しを願書
に添付しなければならない。

第六十八条の三 特許庁長官は、國際登録出願
の願書及び必要な書面を議定書第二条(1)に規
定する國際事務局(以下「國際事務局」とい
う。)に添付しなければならない。

2 特許庁長官は前項の場合において、願書の
記載事項とその基礎とした商標登録出願等又
は商標登録等の記載事項が一致するときは、
その旨及び國際登録出願の受理の日を願書に
記載しなければならない。

3 第一項の場合において、特許庁長官は國際
事務局に送付した國際登録出願の願書の写し
を當該國際登録出願の出願人に対して送付す
る。

(事後指定)

第六十八条の四 國際登録の名義人は、通商產
業省令で定めるところにより、議定書第三条
の三に規定する領域指定(以下「領域指定」と
いう。)であつて國際登録後のもの(以下「事後
指定」という。)を特許庁長官にすることがで
きる。

(領域指定による商標登録出願)

第六十八条の九 日本国を指定する領域指定
は、議定書第三条(4)に規定する國際登録の日
(以下「國際登録の日」という。)にされた商標
登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合
は、議定書第三条の三(2)の規定により國際登
録に係る事後指定が議定書第二条(1)に規定す
る國際事務局の登録簿(以下「國際登録簿」と
いう。)に記録された日(以下「事後指定の日」
といふ。)にされた商標登録出願とみなす。

2 日本国を指定する國際登録に係る國際登録
簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第
五条第一項の規定により提出した願書に記載

第六十八条の六 國際登録の名義人又はその讓
受人は、通商産業省令で定めるところによ
り、議定書第九条に規定する國際登録の名義
人の変更(以下「國際登録の名義人の変更」と
いう。)の記録の請求を特許庁長官にすること
ができる。

2 前項に規定する請求は、國際登録において準
用する特許法第十七条第三項(第三号に係る
部分に限る。)及び同法第十八条第一項の規定
は、國際登録の存続期間の更新の申請及び國
際登録の名義人の変更の記録の請求に関し議
定書及び議定書に基づく規則を実施するため
必要な事項の細目は、通商産業省令で定め
る。

(商標登録出願に関する規定の準用)

第六十八条の七 第七十七条第二項において準
用する特許法第十七条第三項(第三号に係る
部分に限る。)及び同法第十八条第一項の規定
は、國際登録の存続期間の更新の申請及び國
際登録の名義人の変更の記録の請求に関し議
定書及び議定書に基づく規則を実施するため
必要な事項の細目は、通商産業省令で定め
る。

(通商産業省令への委任)

第六十八条の八 第六十八条の二から前条まで
に定めるもののほか、國際登録出願、事後指
定、國際登録の存続期間の更新の申請及び國
際登録の名義人の変更の記録の請求に関し議
定書及び議定書に基づく規則を実施するため
必要な事項の細目は、通商産業省令で定め
る。

(第二節 國際商標登録出願に係る特例)

第六十八条の九 日本国を指定する領域指定
は、議定書第三条(4)に規定する國際登録の日
(以下「國際登録の日」という。)にされた商標
登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合
は、議定書第三条の三(2)の規定により國際登
録に係る事後指定が議定書第二条(1)に規定す
る國際事務局の登録簿(以下「國際登録簿」と
いう。)に記録された日(以下「事後指定の日」
といふ。)にされた商標登録出願とみなす。

2 日本国を指定する國際登録に係る國際登録
簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第
五条第一項の規定により提出した願書に記載

された同表の下欄に掲げる事項とみなし。

国際登録の名義人の氏名又は名称及びその住所	商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
国際登録の対象である商標	商標登録を受けようとする商標
国際登録において指定された商品又は役務及び当該商品又は役務の類	指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

(国際商標登録出願の出願時の特例)

第六十八条の十 前条第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定(以下この章における「国際商標登録出願」という)に係る登録商標(以下この条において「国際登録に基づく登録商標」という)がその商標登録前の登録商標(国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条において「国内登録に基づく登録商標」という。)と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複している場合であつて、国際登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなす。

2 第六十八条の三十二第三項及び第四項の規定は、前項の国際商標登録出願に準用する。(出願時の特例)

第六十八条の十一 国際商標登録出願についての第九条第二項の規定の適用については、同項中「商標登録出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。(出願の分割の特例)

第六十八条の十二 国際商標登録出願についての第十九条第二項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、は、第十条の規定は、適用しない。

る。

2 国際商標登録出願については、第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第五項から第七項までの規定は、適用しない。

(国際登録の名義人の変更に伴う国際商標登録出願の取扱い)

第六十八条の十七 国際登録の名義人の変更により国際登録において指定された商品又は役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更後の名義人にについてのそれぞれの商標登録出願になつたものとみなす。

(補正後の商標についての新出願の特例)

第六十八条の十八 国際商標登録出願については、第十七条の二第一項又は第五十五条の二第三項第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第十二条の二第二項の規定の適用について

は、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」とする。

(出願公開に係る商標公報の掲載事項の特例)

第六十八条の十四 国際商標登録出願については、第十二条の二第二項の規定の適用について

は、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」とする。

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

第六十八条の十五 国際商標登録出願については、第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第一項から第四項までの規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願についての第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十一条の二第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の勝本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは」とする。

(商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の十九 国際商標登録出願についての第十八条第二項の規定の適用については、同項中第四十条第一項の規定による登録料

又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の勝本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは」とする。

2 国際商標登録出願についての第十八条第三項において読み替えて準用する特許法第四十二条の二第三項において準用する同法第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「特許出願と同時」とあるのは、「国際商標登

出願の日から三十日以内」とする。

(商標登録出願により生じた権利の特例)

第六十八条の十六 国際商標登録出願についての第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、登録の年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び設定の登録の年月日」とする。

(国際登録の消滅による効果)

第六十八条の二十 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項の規定により設定の登録を受けた商標権(以下「国際登録に基づく商標権」という。)は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものをとみなす。

3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

(国際登録に基づく商標権の存続期間)

第六十八条の二十一 国際登録に基づく商標権の設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日(その日から十年をもつて終了する。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新により更新することができる。

3 国際登録の存続期間の更新があつたときは、その国際登録に基づく商標権の存続期間は、その満了の時に更新されるものとする。

4 国際登録の存続期間の更新がなかつたときは、その国際登録に基づく商標権は、その存続期間の満了の時にさかのばつて消滅したものとみなす。

(存続期間の更新登録の特例)

第六十八条の二十二 国際登録に基づく商標権については、第十九条から第二十二条まで並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国際登録に基づく商標権についての第二十一条第三項の規定の適用については、同項中「前二項の登録」とあるのは、「国際登録の存続

期間の更新登録の特例)

第六十八条の二十三 国際登録に基づく商標権については、第十九条から第二十二条まで並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国際登録に基づく商標権についての第二十一条第三項の規定の適用については、同項中「前二項の登録」とあるのは、「国際登録の存続

らない。

期間の更新」と、同項第二号中「登録番号及び更新登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及び国際登録の存続期間の更新の日」とする。

(商標権の分割の特例)

第六十八条の二十三 国際登録に基づく商標権について、第二十四条の規定は、適用しない。

(団体商標に係る商標権の移転の特例)

第六十八条の二十四 国際登録に基づく団体商標に係る商標権は、第七条第三項に規定する書面を提出する場合を除き、移転することができない。

(国際登録に基づく商標権の放棄の特例)

第六十八条の二十五 国際登録に基づく商標権者は、その商標権を放棄することができる。

2 国際登録に基づく商標権について、第三十一条の三の規定は、適用しない。

(商標権の放棄の特例)

第六十八条の二十六 国際登録に基づく商標権の移転、放棄による消滅又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 国際登録に基づく商標権については、第三十五条において準用する特許法第九十七条第三項の規定は、適用しない。

(商標権の登録の効果の特例)

第六十八条の二十七 国際登録に基づく商標権についての第七十一条第一号の規定は、適用しない。

2 国際登録に基づく商標権について、第三十九条第一項第一号及び第二項の規定は、適用しない。

(商標原簿への登録の特例)

第六十八条の二十八 国際登録に基づく商標権についての第七十二条第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「商標権の設定又は処分の制限」とする。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。

4 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願について第九条の三又は第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の二第二項の規定による優先権が認められないときは、前項と同様とする。

5 第一項の規定による商標登録出願についての第十条第一項の規定の適用については、同項中「商標登録出願の一部」とあるのは、「商標登録出願の一部」(第六十八条の三十二第一項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれているものに限る。)とする。

6 第一項の規定による商標登録出願についての八条(7)に規定する個別の手数料(以下この条において「個別手数料」という。)として、一件ごとに、四千八百円に一の区分につき八万一千円を加えた額に相当する額を国際登録前に

取り消された日から三月以内にされたものであること。

2 前項の規定による商標登録出願は、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の国際登録の国際登録の日(同項の国際登録が事後指定に係るものである場合は当該国際登録に係る事後指定の日)にされたものとみなす。

一 前項の商標登録出願が同項の国際登録が取り消された日から二年内にされたものと読み替えるものとする。

(拒絶理由の特例)

2 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、前条第二項第一号中「同項の国際登録が取り消された日から三月以内」における廃棄の効力が生じた日から二年内」と読み替えるものとする。

(第六十八条の三十四 第六十八条の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願についての第十五条の規定の適用について)

は、同条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八条の三十二第一号若しくは第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願が第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号(第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)

3 国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権については、第四十条から第四十三条まで及び第七十六条第二項(別表第一号に掲げられた部分に限る。)の規定は、適用しない。

(通商産業省令への委任)

第六十八条の三十一 第六十八条の九から前条までに定めるもののほか、認定書及び認定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。

(第三節 商標登録出願等の特例)

(国際登録の取消し後の商標登録出願等の特例)

第六十八条の三十二 認定書第六条(4)の規定により日本国を指定する国際登録の対象であつた商標について、当該国際登録において指定された商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則の特例)

第六十八条の二十九 国際登録に基づく商標権についての第六十九条の規定の適用についての規定は、同条中「第二十条第四項、第三十三条第三項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十九条第一項若しくは第六十八条の二十九第一号」とあるのは、「第六十九条第一項、第六十一条第一項」とあるのは、「第六十八条の二十九第一号」において読み替えて適用する第七十七条第一項第一号、第六十八条の二十七第二項」とする。

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、認定書第八条(7)に規定する個別の手数料(以下この

二 商標登録を受けようとする商標が前項の国際登録の対象であった商標と同一であること。

三 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれてい

ること。

4 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願について第九条の三又は第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の二第二項の規定による優先権が認められないときは、同項と同様とする。

5 第一項の規定による商標登録出願についての八条(7)に規定する個別の手数料(以下この

二 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれてい

ること。

三 前項の国際登録に係る国際商標登録出願が認められていたときは、同項の規定による

商標登録出願に当該優先権が認められる。

に規定する要件を満たしていないとき」とする。

2 国際登録に係る商標権であつたものについての第六十八条の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願(第六十八条の三十七及び第六十八条の三十九において「旧国際登録に係る商標権の再出願」という。)については、第十五条第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の三十五 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る国際登録の国際登録の日(国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、第十八条第二項の規定にかかわらず、商標権の設定の登録をする。

(存続期間の特例)

第六十八条の三十六 前条に規定する商標権の存続期間は、当該出願に係る国際登録の国際登録の日(当該国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年をもつて終了する。

2 前項に規定する商標権の存続期間については、第十九条第一項の規定は、適用しない。

(登録異議の申立ての特例)

第六十八条の三十七 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十三条の二の規定の適用については、同条中「商標登録」とあるのは、「商標登録(旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録であつては、との国際登録に係る商標登録について登録異議の申立てがされることなくこの条に規定する期間を経過したもの)を除く。」とする。

(商標登録の無効の審判の特例)

第六十八条の三十八 第六十八条の三十二第一

項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標登録についての第四十六条第一項の審判については、同項中

「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号(第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反してされたときとする。

(第六十八条の三十九 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十七条の規定の適用については、同条中「請求することができる。商標権の設定の登録の請求ができない。商標権の設定の登録の日から五年を経過する前であつても、旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録については、もとの国際登録に係る商標登録について本条の規定により第四十六条第一項の審判の請求ができないなつているときも、同様とする。」とする。

第五条第二項及び第五項中「職員」の下に「又は審判書記官」を加える。

(第十二条第一項第二号中「第七十一条第一項」の下に「(同法第六十八条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中特許法第七十条第一項の表の改正規定及び同法第六十八条に二項を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十一条第一項の表の改正規定及び同法第四十条に二項を加える改正規定並びに次条第十項、附則第三条第六項及び附則第七条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第五条の規定並びに附則第六条、第十六条及び第十七条の規定 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十日以降にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日

三 第六条中工業所有権に関する手続等の特例

に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者

四 第六十八条の四の規定により特許庁長官に事後指定をする者

五 第六十八条の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者

六 第六十八条の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者

第六条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のよう改訂する。

(一部改正)

第一項の規定は、第六十条第一項の規定によ

官」又は「審判書記官」を「審査官」に、「又は審査官」を「審査官」に改める。

第四条第一項中「特許等関係法令に規定する特許庁長官が指定する職員」を「審判書記官」に、「又は審査」を「若しくは判定又は判定若しくは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て」に改める。

第五条第二項及び第五項中「職員」の下に「又は審判書記官」を加える。

第十二条第一項第二号中「第七十一条第一項」の下に「(同法第六十八条の二十七において読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中特許法第七十条第一項の表の改正規定及び同法第六十八条に二項を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十一条第一項の表の改正規定及び同法第四十条に二項を加える改正規定並びに次条第十項、附則第三条第六項及び附則第七条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第五条の規定並びに附則第六条、第十六条及び第十七条の規定 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十日以降にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日

三 第六条中工業所有権に関する手続等の特例

に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者

四 第六十八条の四の規定により特許庁長官に事後指定をする者

五 第六十八条の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者

六 第六十八条の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者

第六条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のよう改訂する。

(一部改正)

第一項の規定は、第六十条第一項の規定によ

り、この法律の施行の際に特許庁に係属している特許出願に係る発明の新規性の要件については、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

第二条 この法律の施行後にされた特許出願であつて、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第二項)に規定する改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第四十四条第四項(新特許法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

第三条 この法律の施行前にした実用新案登録出願若しくは意匠登録出願に係る出願の変更については、新特許法第四十六条第一項若しくは第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前に特許庁に係属している特許権の存続期間の延長登録の出願については、その延長登録の出願についての査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前に求められた特許発明の実施をすることが二年に満たない期間できなかつた者は、この法律の施行の日前三月以後に当該処分を受けたときは、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができる。

第六条 この法律の施行前に求められた特許発明の技術的範囲についての判定については、なお従前の例による。

第七条 新特許法第四章第二節(新特許法第六十五条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の

第一条特許法第十二条第一項の改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定 平成十三年一月一日

年十月一日

は、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判においては、当該審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第

十八条 各本条の罰金刑】を「二 第五十六条第二項 三百万円以下の罰金刑」を「三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑」に改め、同条に次の一項を加える。

3 平成十一年改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判における明細書又は図面の訂正については、第二項において読み替えられた旧実用新案法第四十条第五項後段の規定は、適用しない。

(平成十一年改正法の一部改正)

第十五条 特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。
附則第九条第一項中「新々特許法」を「特許法」という。」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、平成十一年改正法の施行の際現に特許庁に係属している登録異議の申立てにおける明細書又は図面の訂正につい

四十一条第二項第一号の場合は」と読み替えるものとするに改め、同表第六十一条の項下欄中「二 第五十六条第二項、第五十七条又は第五

十八条 各本条の罰金刑】を「二 第五十六条第二項 三百万円以下の罰金刑」を「三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑」に改め、同

ては、平成十一年改正特許法第一百二十条の四第三項後段の規定は、適用しない。
附則第九条第四項から第六項までの規定中の「新々特許法」を「平成十一年改正特許法」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第十六条 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国際出願」の下に「若ハ国際登録出願」を加える。
(登録免許税法の一部改正)

第九条中「称ス」の下に「若ハ商標法ノ規定ニ依ル国際登録出願(以下単ニ国際登録出願ト称ス)」を加える。
(登録免許税法の一部改正)

第二十二条ノ二第一項中「国際出願」の下に「若ハ国際登録出願」を加える。

第十七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

(ア) 商標法(昭和三十四年の登録二項(特許法の準用)に在外者の特許管理人)の登録の登録の登録の抹消	三月十九日本委員会に左の案件が付託された。
(イ) 中小企業支援策の充実強化に関する請願	一、中小企業支援策の充実強化に関する請願 (第九一七号)

別表第一第十四号中「含む」を「含み、国際登録簿への登録を除く」に、

(ア) 付記登録、仮登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(六)までの登録に該当する登録の抹消)